

令和7年

三重県議会定例会会議録

(6月16日
第15号)

第15号
6月16日

令和7年

三重県議会定例会会議録

第 15 号

○令和7年6月16日（月曜日）

議事日程（第15号）

令和7年6月16日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

[一般質問]

第2 議案第122号から議案第124号まで

[委員会付託]

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第122号から議案第124号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 44名

| | |
|-----|---------|
| 1 番 | 荊 原 広 樹 |
| 2 番 | 伊 藤 雅 慶 |
| 3 番 | 世 古 明 |
| 4 番 | 龍 神 啓 介 |
| 5 番 | 松 浦 慶 子 |
| 6 番 | 辻 内 裕 也 |
| 7 番 | 吉 田 紋 華 |
| 8 番 | 芳 野 正 英 |

| | | | | |
|----|---|----|---|-----|
| 9 | 番 | 川 | 口 | 円 |
| 10 | 番 | 喜 | 田 | 児 |
| 11 | 番 | 中 | 瀬 | 之 |
| 12 | 番 | 平 | 畑 | 武 |
| 13 | 番 | 中瀬 | 古 | 初 |
| 14 | 番 | 廣 | | 美 |
| 15 | 番 | 石 | 垣 | 耕太郎 |
| 16 | 番 | 山 | 崎 | 智 |
| 17 | 番 | 田 | 中 | 矢 |
| 18 | 番 | 野 | 村 | 博 |
| 19 | 番 | 倉 | 本 | 治 |
| 20 | 番 | 山 | 内 | 祐 |
| 21 | 番 | 田 | 中 | 保 |
| 22 | 番 | 藤 | 根 | 崇 |
| 23 | 番 | 森 | 野 | 道 |
| 24 | 番 | 杉 | 本 | 明 |
| 25 | 番 | 藤 | 田 | 也 |
| 26 | 番 | 野 | 口 | 典 |
| 27 | 番 | 谷 | 川 | 治 |
| 28 | 番 | 石 | 田 | 熊 |
| 29 | 番 | 村 | 林 | 宜 |
| 30 | 番 | 小 | 林 | 正 |
| 31 | 番 | 東 | | 三 |
| 32 | 番 | 長 | 田 | 正 |
| 33 | 番 | 今 | 井 | 治 |
| 34 | 番 | 稻 | 垣 | 昭 |
| 35 | 番 | 日 | 沖 | 智 |
| 36 | 番 | 舟 | 橋 | 正 |
| | | | | 人 |
| | | | | 豊 |
| | | | | 尚 |
| | | | | 広 |
| | | | | 義 |
| | | | | 信 |
| | | | | 幸 |

| | | | |
|------|----|-----|-----|
| 38 | 番 | 中 嶋 | 年 規 |
| 39 | 番 | 青 木 | 謙 順 |
| 40 | 番 | 中 森 | 博 文 |
| 41 | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 42 | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 43 | 番 | 中 川 | 正 美 |
| 44 | 番 | 服 部 | 富 男 |
| 45 | 番 | 津 田 | 健 児 |
| 欠席議員 | 1名 | | |
| 37 | 番 | 三 谷 | 哲 央 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------------------|--|-----|-----|
| 事務局長 | | 佐 波 | 齊 |
| 書 記 (事務局次長) | | 小 野 | 明 子 |
| 書 記 (議事課長) | | 吉 川 | 幸 伸 |
| 書 記 (議事課課長補佐兼班長) | | 橋 本 | 哲 也 |
| 書 記 (議事課係長) | | 辻 | 詩保里 |
| 書 記 (議事課主事) | | 畠 中 | 鉄 平 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | | | |
|-----------|--|-----|-----|
| 知 事 | | 一 見 | 勝 之 |
| 副 知 事 | | 服 部 | 浩 |
| 副 知 事 | | 野 呂 | 幸 利 |
| 危機管理統括監 | | 清 水 | 英 彦 |
| 総 務 部 長 | | 後 田 | 和 也 |
| 政策企画部長 | | 小見山 | 幸 弘 |
| 地域連携・交通部長 | | 長 崎 | 禎 和 |
| 防災対策部長 | | 田 中 | 誠 徳 |

| | | |
|------------------|----|-----|
| 医療保健部長 | 松浦 | 元哉 |
| 子ども・福祉部長 | 竹内 | 康雄 |
| 環境生活部長 | 楠田 | 泰司 |
| 農林水産部長 | 杵屋 | 典子 |
| 雇用経済部長 | 松下 | 功一 |
| 観光部長 | 生川 | 哲也 |
| 県土整備部長 | 若尾 | 将徳 |
| 総務部デジタル推進局長 | 横山 | 正吾 |
| 地域連携・交通部スポーツ推進局長 | 藤本 | 典夫 |
| 地域連携・交通部南部地域振興局長 | 関 | 美幸 |
| 環境生活部環境共生局長 | 佐藤 | 弘之 |
| 県土整備部理事 | 上村 | 告 |
| 企業庁長 | 河北 | 智之 |
| 病院事業庁長 | 河合 | 良之 |
| 会計管理者兼出納局長 | 天野 | 圭子 |
| 教 育 長 | 福永 | 和伸 |
| 公安委員会委員 | 吉田 | すみ江 |
| 警察本部長 | 敦澤 | 洋司 |
| 代表監査委員 | 村上 | 亘 |
| 監査委員事務局長事務代理 | 上川 | 秀明 |
| 人事委員会委員 | 北岡 | 寛之 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤 | 史紀 |

選挙管理委員会委員長

長 尾 英 介

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。5番 松浦慶子議員。

〔5番 松浦慶子議員登壇・拍手〕

○5番（松浦慶子） 改めまして、皆様、おはようございます。

自由民主党会派、多気郡選挙区選出の松浦慶子です。2月定例月会議に引き続き、また今回も一般質問させていただきますことになりました。まずは、青木謙順会派代表をはじめ、先輩議員の皆様に感謝を申し述べ、早速質問に入らせていただきます。

一つ目の質問は、社会的養育推進についてです。

社会的養育とは、少し御説明させていただきますと、何らかの事情で親と一緒に暮らせない子ども、親も含めた困難を抱えている家庭を社会が支援する仕組みと定義されています。

私が3月の一般質問で取り上げました妊産婦ケア事業では、利用者側の、特に母親の声をお聴きしまして質問させていただいたところでございます。今回は、受け入れる側の市町や民間施設、里親などの地域資源の皆様の声をお聴きして、県がこれからどのようにコーディネートしていくのか、また、役割分担と言ってもいいかもしれません、このような思いで質問させていただきます。

まず最初に、前回の質問の産後ケア事業のほっとスポットですが、多くのお母さんが公平に利用できるように予約方法などを変更していただきましたこと、まずお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

その後、この事業を担っていただいている四日市の母子生活支援施設、菜の花苑にお伺いしてまいりました。そして、ほっとスポットの様子を見学させていただきました。そこで直接担当者の方からお話を聞かせてもらったのですが、利用されたお母さんたちが、次またここに来ることを楽しみにして、また日々の育児を頑張りますと言って帰られるそうです。その言葉で、この担当者の方は大変うれしく、また他のスタッフの皆さんも頑張れる、働きがいを感じるというお話もいただきました。

これは子どもの育ち支援課の事業でございますけれども、今年の3月に全面的に見直されました三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）にある四つのステージのうちの、最初の予防的支援ステージと密接に関わっていくものだと考えています。

（パネルを示す）この映写資料を見ていただくと、より分かりやすいかと思うんですけども、まずこの一番右側のステージ1番目、予防的支援ステージというところがございます。ここについて質問させていただきます。

もともとは令和2年度からの10年間の計画でございました。令和4年に児童福祉法が改正されたことに加えて、県独自の妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで、切れ目なく隙間のない支援を提供するといった、妊産婦を含む保護者支援が含まれたことを大変うれしく受け止めさせていただいたところでございます。

それでは、（1）予防的支援ステージにおける市町や施設との連携について質問させていただきます。市町のこども家庭センターの設置状況についてや、ここでの施設の捉え方としては、例えば先ほどのほっとスポットの母子生活支援施設等の社会資源も含めて、今後、連携についての現状や、次のさらなる取組についてお伺いできればと思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、社会的養育の推進における予防的支援ステージでの取組についてお答えいたします。

県では、社会的養育の推進に向けて、妊娠・出産期から子どもが自立するまで、切れ目なく隙間のない総合的な支援に取り組んでいくため、御紹介いただきましたけれども、令和7年3月に三重県社会的養育推進計画（I期）を策定いたしました。計画では、社会的養育の体制整備の基本的な考え方として、四つのステージに分けて支援を整理しております。

このうち、一つ目のステージであります予防的支援につきましては、児童虐待や養育困難などにより、子どもが家庭で生活できなくなることを未然に防止するものです。

予防的支援には、妊産婦や子育て家庭の負担や不安、孤立の解消を図るための取組が重要であります。国は各種子育て支援事業の実施主体である市町に対し、妊産婦や子育て家庭からの相談に応じる、こども家庭センターの設置を進めています。

現在、県内では23市町でこども家庭センターが設置されておりますが、県としましては、全市町で整備されるよう、まだ設置されていない市町を訪問しまして、参考事例を提供するなどの支援を進めています。

また、既にセンターが設置された市町に対しては、職員の専門性向上に向けた研修を実施するなど、人材育成にも取り組ませていただいているところです。

また、家庭への適切な支援には、市町だけでなく、関係機関との連携も求められます。

御紹介いただきましたけれども、県では、専門的な技術が必要となる相談対応や支援の実施に向けて、知識や経験が豊富な児童養護施設に働きかけを行っておりまして、現在、県内7か所の児童養護施設に、相談の役割を担います児童家庭支援センターが併設されました。このセンターでは、市町からの求めに応じ、家庭への支援に関する助言等が行われております。

また、子育て短期支援事業、いわゆるショートステイといった市町が提供

する子育て支援サービスにおいて、児童養護施設や母子生活支援施設等が活用されるなど、市町と施設が連携した取組も進められておりまして、県としてもこうした情報の横展開を図っているところでございます。

県としては、切れ目なく隙間のない連携体制の構築に向けて、引き続き市町や施設等の役割やニーズを踏まえた支援に取り組んでまいります。

〔5番 松浦慶子議員登壇〕

○5番（松浦慶子） 御答弁ありがとうございました。

こども家庭センターですけれども、29のうち23の市町が取り組んでいただいているということで、これから大変いろんな課題があると思いますけれども、ぜひ市町の支援についてもよろしくお願ひいたします。

また、施設についても児童家庭支援センターということをお伝えいただきましたけれども、やっぱりそこでは拾い切れないような大きな課題がこれから増えてくるのではないかというふうに思っておりますので、やっぱり民間の施設だったり、そういうノウハウをたくさん持たれたところにもぜひ働きかけをしていただけたらと思っているところです。

予防的支援で一番大切なと思っていますのは、特定妊婦というところがキーワードになってくるのかなと思っています。特定妊婦とは貧困や、精神疾患や、若年妊娠など、妊娠・出産に困難を抱えた女性のことですけれども、今、少子化という中で、合計特殊出生率は減少しているにもかかわらず、10年間で約10倍、8000人を超えているというようなデータもいただいております。母子手帳をもらうことなく、妊婦健診も受けていないというような妊婦も含めると、この数字は氷山の一角なのかなというふうな気もしております。令和5年5月の津市の事案ですけれども、あのときの母親も、特定妊婦だったというふうに記憶しておりますけれども、ここを何とか支援していくことはできなかったのか、もしかして救えた命だったのかもしれないなというふうに、私自身もその当時、医療保健子ども福祉病院常任委員会の一員でございましたので大変心を痛めたところから、こういった質問につなげているわけでございます。

昨日のニュースでも、新潟ありましたゼロ歳児の死亡であったりとか、ゼロ日虐待死、そうしたニュースも最近よく目にするようになりました。本当にここを何とかできないかなというふうな思いでございます。

もう一つ、こども家庭庁のほうから令和4年の改正児童福祉法によって、特定妊婦を支援する妊産婦等生活援助事業ガイドラインというのが通知されておると思います。この特定妊婦を支援する事業を今後に向けてぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

先ほどの施設、ノウハウを持った民間施設、そうした社会資源、そして児童家庭支援センターだったり児童養護施設、そういったところも含めてぜひ取り組んでいただきたいと思っています。どんな状況であっても、安心して妊娠して出産もできるんだというような機運といいますか、そういった空気感というのを、行政側だったり、いろんな人たちがメッセージを発信し続けることで、時間はかかると思いますけれども、少子化に歯止めがかかるのではないかなどというふうに私は思っております。ぜひこの検討もお願いして、次の質問に入ります。

次のステージは（2）の社会的養護ステージでございます。ここで伺いたいのは、里親制度についての考え方と今後の連携についてです。

代替養育の一つの方法としての里親制度でございますけれども、三重県内の里親登録数が延べ388件ですね。そのうち、子どもが委託されている数は104件とお聞きしています。登録されている里親の約3人に1人が子どもを養育していただいていることになります。この計画では、里親の登録数を増やすことだったり、里親等の委託率を29.7%から45%に増やしていくというふうに明記をされております。里親にお願いするファミリーホームといった代替養育もございますので、こういった子どもの選択肢が増えることにつながるといいのではないかなどというふうに考えております。

それでは、社会的養護ステージにおける里親等との連携についてお伺いいたします。

ここでも三重県里親会のような社会資源があります。どのように連携して

里親制度を進めていくのかも含めて伺えればと思います。お願いいいたします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えさせていただきます。

社会的養護は、様々な事情により保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的な責任で養育することで、子どもが心身ともに健やかに育つ基本的な権利を保障するものです。

保護者の下で暮らせない子どもの状況に応じて、里親や施設が必要な期間の養育を担っており、県としましては家庭養育優先の原則の下、里親や小規模住居型の養育事業であるファミリーホームへの委託を推進しているところでございます。

里親は、親からの虐待の影響や子どもが抱える心身の障がいなどの特性に配慮した養育を行うことが望まれるため、里親だけで悩みを抱え込むがないよう、支援していく必要がございます。

そのため、県としましては、子どもとのマッチングや委託中の里親の養育相談など、里親養育を包括的に支援するフォースタリング機関の設置を進めてまいりました。

こうした中、里親養育支援体制をさらに充実させるため、国によって、新たに里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられました。県内でも、四つのフォースタリング機関のうち1か所が里親支援センターに移行したところでございます。

また、里親は、これまで長期間の養育を担うことが一般的でしたが、例えば、施設で生活している子どもが家庭生活を体験するホームステイ事業や、市町が提供するショートステイ事業など、短期間の受入れにおいても御活躍いただけると考えております。

こうした取組が進むよう、県としましても、市町に対し里親制度の周知や里親に関する情報を共有するとともに、里親に対しては養育技術向上のための実習なども実施しておるところでございます。

今後も、里親養育支援の充実に向けて、フォースタリング機関から里親

支援センターへの移行を支援するとともに、里親が活躍できる場の提供に取り組んでまいります。

〔5番 松浦慶子議員登壇〕

○5番（松浦慶子） ありがとうございます。

本当に家庭養育の徹底ということで、やっぱり里親の制度というのは大変重要なんじゃないかなというふうに思っております。里親という言葉を聞きますと、特別養子縁組だったりとかいろんな種類がございます。今、部長が答弁していただいたように、市町と連携いたしまして短期間のショートステイというようなところも活用していただけるのではないかというふうに思っております。そういうところに登録してみようかなと思うような、そういう方たちの声をしっかり受け止めていただいて、研修なりしていただけるということでございますので、ぜひ次につなげていただければというふうに思っております。

一つ、こども家庭センターができたということで、桑名市の事例を参考までに紹介させていただきます。（パネルを示す）これは北勢児童相談所と里親の希望者というところまでいろんな、この間、みえ女性議員ネットワークのところでも講演していただいた、MCサポートみくみえだったりとか、この里親支援団体、民間の方たちがしっかりとこの行政とフォスターング機関等のところとぐるっとネットワークをつくっていただいている。このステークホルダーがあるというのは、桑名市一番の強みではないかなって思っております。各市町でもこういった取組ができるように、ぜひ県のほうでもサポートしていただければというふうに思っております。

少し前の話になるんですけども、私の近くの役場の社会福祉士から相談があつて、ある御家庭で虐待が疑われると、そういう子どもの相談を受けたんですね。それで、県のほうにやつたら児童相談所だったり、そういうところに空きはないかというような相談をされたみたいなんですけれども、空きがないとのことでした。では、どうしたらいいのかなということで、結局はもう自宅に戻るしかないというような事例がございました。そういったと

きに、近くに里親に登録している方が1人でもみえたら、ちょっと気持ち的にも、1泊でもいい、短い時間でもいいけれども、そこに親子を分離させるというようなこともできたのではないかなど、私はそのとき思いました。

そういったところで、里親制度についてもしっかりとやっていただけるということで、次の質問に入りたいと思います。

(パネルを示す) この先ほどのところですけれども、この一番最後のところですね。自立支援ステージ、この出口になるところでございます。その自立支援ステージにおける課題と今後の取組についてお伺いしたいと思います。

これが最後のステージなんですが、ここがやっぱり今、最も課題が大きいのではないかというふうに、今後の取組を強化していかなければならぬと考えているところでございます。先日もNHKの特集でケアリーバーと呼ばれるような方たち、施設を退所した後、里親から巣立った、ほとんどの場合は18歳以上の若者になりますけれども、その方たちが孤立してしまうと、1人でどうやって生活していくんだろうというような、実態の把握はかなり難しいというふうなことが言えると思います。

そういった中で、この現状も踏まえて、経済的な不安や支援者との関係が維持できないことからも孤立していくというところから、これからどのようなサポートをされようとしているのかについてお伺いできればと思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、自立支援の部分についてお答えさせていただきます。

社会的養護を経験した方は、家庭環境の影響による社会経験の乏しさや自己肯定感の低さ、親族等から十分な支援が受けられないといった課題があることによって、経済的・精神的な不安を抱えながら生活している場合がございます。

このため、施設や里親から自立した後も安定した生活を送ることができるよう、社会的養護経験者に対する支援を進める必要がございます。

県としましては、自立を控えた子どもが安定した生活を送ることができるよう、進学や就労に向けた支援や、対人関係、金銭管理などの日常生活に関する支援を行っているところでございます。

実施に当たっては、N P Oや児童養護施設、児童相談所が連携しまして、個々の状況に応じて作成した自立支援計画に基づいて、施設を退所する前からの支援に取り組んでいるところです。

一方で、施設を退所した子どもについては、その後の生活状況などの実態把握が難しいことから、お話しいただきましたように必要な支援が届けられていらない場合もあると認識しております。

また、児童福祉法の改正によりまして、生活援助や就業支援等を行う児童自立生活援助事業について、22歳を過ぎても必要に応じて施設や里親家庭で生活しながら、自立に向けた相談支援を受けられるなど、制度の内容が拡充されました。こうした改正内容も踏まえながら対応していく必要があるというふうに考えております。

そのため、今後は、社会的養護経験者が抱える課題や支援ニーズ等の実態把握に向けた調査を実施したいと考えております、その調査結果を踏まえた上で検討に取り組んでいくというふうに考えております。

拡充されました児童自立生活援助事業への対応など、子どもの状況に応じて適切な場所で継続的に必要な支援が受けられるよう、引き続き取り組んでまいります。

〔5番 松浦慶子議員登壇〕

○5番（松浦慶子） ありがとうございました。

援助事業のほうにも調査を実施していくというところで、ありがとうございました。今後ともここ、なかなか実態把握が難しい部分でございますので、ぜひ自立支援に向けていろいろとしていただければ、大変ありがたいです。

NHKの特集で、国がつくっているスマホアプリ、きずなネットといったようなことも紹介されておりましたので、またそういうアプリも若者に使っていただけるように発信もしていただければなと思っております。これ

は国がつくられたアプリだと多分思うんですけれども、そういったことも活用していただければなと思っております。

ここでもう一つ紹介したいのが、先日、自由民主党の衆議院議員で最年少の大空幸星さんの講演を拝聴いたしました。彼は大学生のときに、チャット相談窓口「あなたのいばしょ」というのを立ち上げられて、その後も皆さん御存じのように、コメンテーターなんかで有名になられた方ですけれども、チャット相談窓口はどんな悩みでも24時間365日受け付けていたと。やっぱり日本では夜中の作業になりますので、そういったことは難しいということで、海外在住のボランティアが時差を利用して夜間の対応をされていたというようなお話をされていました。そういったところというのは、これはやっぱり民間でないとできない部分だ、行政ではかなり難しいかなというふうに思っていたところの話が印象的でございました。

またもう一つ、今、高齢者の地域包括ケアシステムというのがございまして、そういった形を高齢者だけでなく、困り事を抱えた子どもであったり大人だったりという方たちを真ん中に置いて、そういった仕組みをつくるべきなんじゃないかなというふうなお話もされていました。周りにステークホルダー、いろんな関係者が真ん中にいるそういう人たちを時間をかけてサポートしていく、これがすごく大事なんじゃないか、顔の見えたネットワークといいますか、そういったことが少し気づきを得たところでございます。

今回、社会的養護について質問させていただいた、この（1）から（3）全てにおいて重要であるなというふうに考えていますのは、行政機関と、そしてまた、民間施設、N P Oだったり社会福祉法人だったり里親会、また企業の方たち、そういった方たちが地域貢献をしたいというような大変熱い思いを話していただきました。そういったところもしっかりと活用して、連携と言ったら簡単な言葉ではございますけれども、そういった方たちが対等に県でも市町でも横に手をつないでいくというところが一つ、やっぱりこれから課題になってくるというふうに思っていまして、必要なことだと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に入ります。二つ目の質問は、パラアスリートの発掘・育成・強化活動支援について伺います。

まず、パラアスリートとはパラスポーツの選手のことであり、特に国内外の大会に出場する選手のことを言います。また、パラスポーツとは身体的、知的、精神的に障がいのある人が競技を行えるように工夫された障がい者スポーツ全般のことというふうに定義されております。

その工夫とは三つありますて、競技の方法やルールを変えたもの、そして二つ目は競技の方法やルールは似ているけれども、道具などで補助して行うもの、そして三つ目は全く新しい競技、大体この三つから行われているということです。

三重県におきましては、平成13年に三重県障がい者スポーツ協会が設立されて、障がい者スポーツの裾野を拡大するために、県が主催するスポーツ大会等への参加人数の目標を令和8年度には4200人というふうな計画を立てられております。

そして、その参加者から選手の発掘や育成など、競技団体の活動の活性化に向けて支援する取組をされていると。

もう一つは、国際大会や全国大会での活躍を目指すパラアスリートの強化活動を支援されているというようなところでございます。

そこで、この質問に入りたいと思うんですが、一つ、この映像資料を見ていただくとよく分かると思うんですけども、（パネルを示す）私がいろんなところを検索しながら私なりにつくったものです。こっちの左側が三重県の現状、今、私がお話ししさせもらったところです。下から裾野拡大とその上、選手の発掘・育成、ここは子ども・福祉部がしていただいているのかなというふうに認識しております。一番上は、パラアスリートの強化活動支援ということで、スポーツ推進局がしていただいているというふうに考えております。このことについて、取組の現状と今後の課題についてお伺いいたします。

[竹内康雄子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えさせていただきます。

県では、障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、障がい者の皆さんのが身近にスポーツを体験できる機会の提供や日常的に参加できる環境づくりを進めています。

例年、500人を超える障がいの方が参加し、交流を深めるふれあいスポーツ祭、これ、この土曜日に開催させていただきましたけれども、それをはじめ令和4年8月に開設しました三重県障がい者スポーツ支援センターにおいて、スポーツ教室の開催や指導員の養成等に取り組んでおります。

また、障がい者スポーツに関し、知識や経験が豊富な方を障がい者スポーツコンシェルジュとして配置しまして、障がい者スポーツに係る情報発信や県民の皆さんからの相談へのワンストップでの対応などに取り組んでおるところでございます。

障がい者スポーツの定着・発展に向けましては、参加するだけでなく、競技として取り組みたいと考えている方を発掘・育成することも重要と考えております。このため、陸上競技や水泳、卓球などの競技別の初心者講習会の実施や三重県障がい者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会等への選手派遣に取り組んでいます。あわせて、各種競技団体が実施する強化合宿や全国大会、交流試合等に係る遠征費等について、団体への補助を行っております。

より高いレベルを目指す障がい者スポーツ選手が、競技を通じて自己の成長やスキルアップを図ることができるよう、障がいの種類や程度、競技種目に応じ、理学療法士や義肢装具士、競技指導者等による選手に合った練習プログラムの作成を支援しております。

また、こうした専門家の指導の下、選手の体格や競技スタイルに合わせた競技用車椅子を貸し出す取組も行っているところでございます。

令和6年度の全国障害者スポーツ大会では、この練習プログラムを活用した選手が卓球競技で金メダルを獲得されました。

今年度からはさらに、選手に、より実践経験を積んでもらうため、選手個人が全国大会等に出場する際の遠征費も支援することとしております。

引き続き、競技団体や関係部局と連携し、障がい者スポーツ支援センターを中心に選手の発掘・育成や意欲のある選手への支援事業を実施しまして、障がい者スポーツの推進を図ってまいります。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） それでは、私からはパラアスリートの強化活動支援について御答弁いたします。

令和3年に開催された東京2020パラリンピック競技大会での日本のパラアスリートの活躍により、パラスポーツへの関心が高まりました。

このような中、県民がスポーツの多様性を理解するとともに、パラアスリートが持つ可能性を發揮できる環境の実現に向け、トップレベルの選手のさらなる競技力向上を支援する必要があります。

このため、県では、令和4年度から本県ゆかりの選手を強化指定しており、令和6年度は13名のパラアスリートを指定し、合宿や競技用具の購入などに要する経費に対して支援を行ってまいりました。

こうした取組の結果、国際大会や全国大会での入賞件数は、令和4年度の44件から令和6年度は49件へと増加し、本県ゆかりのパラアスリートの活躍が広がっています。

また、昨年、パリで開催されたパラリンピック競技大会では、県が強化指定する4名のパラアスリートが出場し、鈴鹿市出身の伊藤智也選手が銅メダルを獲得するなど、その活躍は多くの県民に感動と活力を与えてくれました。

令和7年度も14名のパラアスリートを強化指定し、選手の活動を支援しています。今後も引き続き、1人でも多くの三重県ゆかりのパラアスリートが国際大会や全国大会等で活躍できるよう、子ども・福祉部、三重県障がい者スポーツ協会などの関係団体等と連携し、より一層強化活動への支援に取り組むことで、パラスポーツのさらなる普及促進に努めてまいります。

〔5番 松浦慶子議員登壇〕

○5番（松浦慶子） ありがとうございます。

どちらもいろいろと活動を支援していただいているということです。（パ

（パネルを示す）私がちょっと課題に思っておりますのは、こっちの左側の三重県の現状ですね。このはてなのところなんです。ここが今、卓球で戸上選手ですかね、がメダルを取られたというようなところで、上に押し上げていただいたというようなところは本当にありがたいなと思っております。

すみません。間違ったかもしれない。申し訳ないです。ちょっと間違った情報かもしれません。

また、この今後の展望といたしまして、このはてなのところを強化支援ということで、ここをもう少し、もっとこの下の裾野から上に上げていただきたいというのが私の思いなんです。

そういうところを紹介というか、質問させていただきたいなというふうな課題なんですけれども、押し上げていくには、例えば陸上競技なんかはクラス分けというのがあるんですね。

（パネルを示す）この一番上のパラアスリートの強化活動支援で今、14名の選手を指定していただいたというふうに御答弁ありました。そこにこの裾野から上がっていく方たちをどう支援していくかというのが少しだけ弱いんじゃないかなというふうに思っているところなんです。S指定とかA指定とかトップのところに行くには、クラス分けというものがあつたりとか、クラス分けをしていただくためには、やっぱりいろんな大会に出たりとか、遠征に行ったりとか、その大会でのデータとか、自分の大会の記録を出さないといけなかつたりとか、または医師による障がいの種類や程度の診断書などを頂かないといけない。また、競技用の義足であつたりとか、そういったところの個人負担の経費がかなり必要になってくるんですね。

その上、十分な指導をしていただけるような指導者、競技によって指導者は違うと思いますので、やっぱりそういったところの補強といいますか、この活動を支援していただきたいというふうに思っているんですね。そこを今、この一番トップアスリートのところですけれども、S指定、A指定というのがございますけれども、その下にB指定ぐらいのところを何か創設していただいて、もっと裾野から上に上げていただけるようなところをつくって

いただけないかなというふうなのが私が要望したいことなんです。

今回、この質問をする背景として、4人の、障がいを持たれている方の保護者からの声をここに届けたいと思いますので、それも少し紹介させていただきます。

1人目の方は、知的障がいをお持ちの20代の方です。その保護者の方のお声ですね。私自身、子どもの障がいに対する嫌悪感からひきこもりの時代が長く続きましたと。選手活動を始めて1年になります。本人はアジア大会を目指す気持ちで、障がいを強みとしてパラスポーツの世界で生きる希望と目標を見つけましたというふうな言葉を述べられています。子どもの人生のみならず、私自身も救われましたというふうなお声です。

2人目のBさんですけれども、この方は10代の子どもの保護者です。四肢欠損の方ですけれども、もともとは健常者の方と一緒にスポーツ活動していました。パラスポーツというのは知っていたけれども、どうやってそこにつながっていけるのかということが分からなかつたと。でも、パラスポーツに出会って、今は去年とは顔つきも気持ちの部分でも全く違うと。きちんと前を向いていると。日本代表になると。家族としての希望、そして楽しみが増えましたというようなことです。

もう1人の方は、松阪あゆみ特別支援学校の高校生の方の保護者です。この方は知的障がいのお子さんですけれども、これまで健常者の記録会とかに出場したかったけれども、学校に負担がかかるのではないかと思い出場を辞退していました。パラ陸上競技を始めてから社会性や自主性が養われて、自分に自信を持つことができました。こういったことで社会とのつながりを自分自身で切り開いて、公共交通機関を使って通学ができるようになりましたということや、これから進む道を考えられるようになったというふうなことをおっしゃっています。

もう1人の方は、重複障がいで視覚障がいと知的障がいをお持ちの方の保護者です。スポーツは苦手だったけれども、パラスポーツと出会って大会に出たりとか経験を積むことで、自分にもできるんだとか夢を持ってもいいん

だというような思いで、次の目標に向かって日々練習されているということをつづられています。子どもにとっても、保護者にとっても、家族にとっても、社会にとってもプラスになるのではないかというふうな感想を寄せられております。

こういった声から、私もこの今回の質問をさせていただいております。この方たちが今、紹介していただいたS指定の選手、有名な前川楓さんだったり、井谷俊介さんだったり、伊藤智也さん、こういう方たちを目標に頑張っているというようなことをしっかりと心に留めていただいて、もう少し次につながるようなこのはてなのところを強化支援していただきたいなという思いでおります。

それで、もう一つ余談といいますか、見つけた資料なんですけれども、(パネルを示す) これ、スポーツ庁の資料です。文部科学省のスポーツ庁からの資料を加工したものでありますけれども、今、都道府県におけるパラスポーツ政策推進体制ということで調査されたんですね。スポーツ部局がもう全てを所管しているという都道府県が一番多い42.6%でございました。スポーツ部局と福祉部局の両方が所管している、ここが多分三重県というふうに書かれおりました。ここが23.4%。もう一つは、福祉部局が所管をしているけれども、スポーツ部局と連携をしているというようなところ。最後は全く情報共有も連携もしていないというのが二つの都道府県でございました。こういったデータがありますので、しっかりと見ていただいて考えていただければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

今年の11月には、東京2025デフリンピックが開催、初めて日本で開催されると。そこにもテニスの競技で三重県鈴鹿市出身の菰方里菜さんが出場されるというふうに聞いておりますので、ぜひ皆様で応援していただければ。私も楽しみにしておるところでございます。

これで2番目の質問を終わらせていただきます。

次は、3項目めの質問に入らせていただきます。3項目めは観光振興について、(1) ガストロノミーツーリズムの推進についてお伺いいたします。

今年の4月、藤田議員、長田議員、東議員、中瀬議員とともにスペインのバスク自治州のサンセバスチャン市に行かせていただきました。

今年は、多気町ですけれども、美食都市アワード2025というのを東海地区で初めて受賞させていただきました。また、サンセバスチャン市と多気町は美食を通じた友好の証を締結しております、有名なVISONにはサンセバスチャン市のバルのお店が3店舗出店されております。そのうちの一つのバルのシェフ、パブロさんにスペインのサンセバスチャン市でお会いさせていただきました。そして、ガストロノミーの考えについてお話を伺ってまいりましたので、少し紹介をさせていただきます。

ガストロノミーとは古代ギリシャ語のガストロ（消化器）とノモス（学問）がくつついた言葉でございます。日本では美食学と訳されているところです。サンセバスチャン市のイノベーション戦略から食の3本柱として有名になりましたバルでのピンchos、これはリーズナブルなストリートフードというふうなものですね。もう一つはトラディショナルフード（伝統食）。これはバスク料理と言われるようなものです。三つ目はミシュラン（コース料理）。これは少し高価格なものになるのかなと。この三つの食の柱でされているというふうなお話を聞かせていただきました。

これらが基本になって、パブロさんのお店も1階はストリートフードのピンchos、2階に上がりますと少し高価なコース料理を提供されていて、大勢のお客さんでにぎわっておりました。

その中で、パブロさんの言葉で心に残った言葉があります。楽しいことも悲しいことも食卓で分かち合う、食の大切さですね。もう一つは、旬の食材、ゼロキロメートルの食材、農家との直接年間契約、農家との信頼関係を築く大切さ。幾らよい旬の食材が近くにあったとしても、シェフがいないとおいしく食べられない。また、反対のことも言えます。シェフがいても近くに旬の食材やよいものがないと駄目だということ。農家とシェフのワイン・ワインの関係についても話をされていました。そして、その料理を食べる人がいなければ始まりませんね。これをツーリズムにして観光につなげる

ということをおっしゃっておりました。

観光だけでなく、サンセバスチャン市民の生活様式にも関係していて、市民は自宅であまり料理をされないそうです。ほとんどの市民がバルで夕食をするというふうなお話もありました。なので、私たちがそのバルにお伺いしたときも、もう夕方なんですよ、もう暗いんですけども、日本ではあまりこういった光景は見ないんですけども、赤ちゃんとかベビーカーを押している人とか、また、高齢者の方ら老若男女問わず平日にもかかわらず、どの店も人であふれ返っていたというような光景を目にいたしました。

一見知事におかれましても令和5年に訪問されたというふうにお伺いしております。また、食とか巡礼道の協力、連携というMOUも締結されております。サンセバスチャン市の料理人との交流も、相可高校生の方も同行していただいたかというふうに聞いております。今後のガストロノミーツーリズムについても協力を依頼されたというふうにお聞きしております。

そこで、三重県内の豊かな食や食文化を生かした観光振興に今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

[生川哲也観光部長登壇]

○観光部長（生川哲也） 食や食文化を生かした観光振興についてお答えいたします。

令和5年度にJNTOが実施した、世界の市場を対象とした調査によりますと、海外旅行の目的としまして、食を楽しむが第1位となっております。

本県には、議員からも御指摘がございましたが、全国的に知名度が高い松阪牛やイセエビなど豊かな食材がございますし、餅街道など地域に根差した食文化も存在しております。

こうした地域ならではの食や食文化の魅力と歴史的な背景を生かして、食に高い関心を持つ旅行者の誘客に取り組んでいるところでございます。

具体的には、令和5年度から四日市や志摩など5地域を対象に、地域の風土に根差した食のストーリーを旅行者に伝わるよう作成するとともに、旅行商品化に向けたコンテンツの磨き上げや販売支援を行っております。

この取組によりまして、例えば、四日市地域におきましては、「100年の時空を超えた想いを受け継ぐ」をテーマにしまして、四日市萬古焼、それから日本酒、歴史的な建造物である伝七邸などの観光資源を組み合わせまして、四日市の文化や歴史を感じながら食を楽しむことができる商品の造成をやつておるところでございます。

また、令和4年度からは、誘客促進を目的に御食国という朝廷に海産物を納めていた歴史を持つ兵庫県、福井県、京都府及び本県が連携しまして御食国のブランド化にも取り組んでおります。

引き続き、次期式年遷宮も見据えまして、多くの旅行者に三重の食を楽しみ、食文化に触れていただけますよう、歴史や文化等に根差した三重ならではの食のストーリー化に取り組むとともに、国内外に向けて観光・物産・食が一体となったプロモーションを実施してまいりたいと考えております。

〔5番 松浦慶子議員登壇〕

○5番（松浦慶子） ありがとうございます。

知事、どんな感じでしたですかね。私もちょっとスペインに、バスクに行かせていただいて、やっぱりバスク自治州というのはスペインの中でもすごいプライドのある、スペインじゃないんだぐらいの勢いでいろんなお話を聞かせていただきましたけれども、知事も令和5年に行かれたというような、私たち5人で、知事が訪れられた後を多分順番に行かせていただいたんだなというふうに思っておりますけれども、このガストロノミーツーリズムについて知事のお考えがもし何かありましたら、少し答弁をお願いできたらと思います。

○知事（一見勝之） 観光には幾つかの要素があると今まで申し上げておりますけれども、一つはやっぱりイベントといいますか、そこへ行って何が楽しめるか。かつては、いろいろなものが買えるみたいなことがよかったですけど、今はコト消費と言って体験が重要だと。それもほかの人がやっていいような体験、それをやってSNSに上げて、ある意味、自慢したいという

ことがあるというのが一つですね。

それから、やっぱり宿というのもあると思います。観光に行く目的の一つは、いい宿に泊まってゆっくりしたいというのもあるかもしれません。

両方が組み合わされたものもあります。体験と宿というのはですね。例えば、フランスの地中海クラブなんかはそういうことで人を引きつけているということです。

もう一つ大事なのはやっぱり食だと思いますね。観光の三つの要素という意味で食というのは欠かせない。

観光というのは、その地域の、国の光を観る、中国の古典からの言葉ですけれども、そこへ行ってその人たちの暮らしぶりを見ると、大きな要素というのはやっぱり食であります。ふだん食べていないものを、それもおいしいものを食べて癒される、喜びたいというのは人間の本能ではないかと思いますので、議員がおっしゃるように、ガストロノミーツーリズムというのには、これは成立するのはそれは当然だと思います。

部長が先ほどからお答えしておりますように、三重県はおいしいものがたくさんあります。おいしいものを求めて三重県に来られる方も多いということでございますので、ここには引き続き力を入れさせていただきたいというふうに思っております。

〔5番 松浦慶子議員登壇〕

○5番（松浦慶子） 知事、ありがとうございます。

本当にピンチוסであったり、料理というのはすごくおいしいなと思って、これまたVISONでもいただけますので、ぜひそういったところも活用していただければと思っております。

そうしましたら、次の（2）に入りたいと思います。次は、観光協会やDMO等の観光データ活用に向けた支援についてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（服部富男） 当局の答弁を求めてよろしいですか。

○5番（松浦慶子） はい、お願いいいたします。

二つ目、観光協会やDMO等の観光データ活用に向けての支援ということで通告しておりますので、お願ひいたします。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） DMO等の観光データ活用に向けた支援につきましてお答え申し上げます。

旅行者の多様なニーズに対応しまして、より効果的な観光施策を実施していくためには、地域において旅行者に関するデータを収集し、それぞれの観光地づくりに活用していくことが重要であると考えております。

地域の観光協会やDMOなどからは、データが十分に取得できていないであるとか、分析や活用の方法が分からぬなどの声が寄せられていたことから、令和6年度におきまして三重県観光連盟やDMO等とともに、データマーケティングに関するあり方を検討いたしまして、県と三重県観光連盟が連携して広域的なデータ収集をするとともに、地域のDMOへのデータ活用支援などを行うことといたしました。

今年度からは、地域のDMO等がデータ分析などのスキルやデータ活用のノウハウを積み上げていただけるよう、三重県観光連盟を通じて支援を行っております。

具体的には、観光データを分析し活用する手法でありますとか、先進地事例に学ぶ研修を実施しております。

さらに、データマーケティングに関する専門家を地域に派遣いたしまして、伴走支援も行っておるところでございます。

引き続き、三重県観光連盟と連携をいたしながら、それぞれの地域において旅行者の特性や傾向等の分析が行われ、観光施策に活用されることで、その地域ならではの魅力ある観光地づくりが実現するよう支援してまいります。

〔5番 松浦慶子議員登壇〕

○5番（松浦慶子） ありがとうございました。

今おっしゃったように、データ分析ということがすごく重要になってくるんだろうなというふうに、こういった観光のマーケティングプラットフォー

ムも令和4年度に取組をしていただいて、そこから見える化ということでお
ホームページでも観光統計データがどなたでも見えるというふうなサイトも
公開されたというように聞いております。

ただ単に数字を見るだけではなくて、そういうデータを分析して活用していく
という、それが商業だったりとか、いろんなお店だったりが使えるよ
うなものになれば、売上げを少しでもアップしていただけるような、それが
マーケティングだなというふうに考えているところです。

ちなみにそのデータの中でも、ちょっと余談でございますけれども、令和
7年度のゴールデンウイーク、これ知事も、何ですか、されていましたけれ
ども、観光入込客数ですか、県内24施設でそれのデータを取っていただいて
いると。約200万人、1日当たり入込客数を昨年と比較したところ88.6%、
少し減ったのかなというようなことです。この県内24施設の中で昨年比が一
番高かったのが、これも多気町にあります五桂池ふるさと村というところが
189.6%でトップになったというような記事も読ませていただいております。

いろんなことがありますけれども、そういうところで本当にこのマーケ
ティングデータでございますので、お客様が三重県に来てどれだけ観光消
費をしていただけるか、これをアップにつなげるかというところのやっぱり
重要なデータでございますので、しっかりとこれを活用していただけるよう、
またいろんな活用手法もこれから使っていただけるということでございます
ので、ぜひこれを使っていろいろ、データ分析についても何か研修とかもし
ていただけるというふうに聞いておりますので、お願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

4番目の質問です。世界遺産「紀伊山地と霊場の参詣道」追加登録につい
て知事にお伺いいたします。

昨年は、世界遺産登録20周年でいろんな記念事業が行われまして、熊野古
道センターでは国際シンポジウムが開催されました。私も参加させていただ
いたところでございますけれども、そこでパネリストとして登壇されました、
これもバスク自治州のカミーノ・デ・サンティアゴ友の会の会長、ホセ・マ

リ・イザガさんに来日していただきました。

今回、私たち5人で4月にスペインに訪問させていただいたときも、このイザガさんにお会いさせていただいて、デバ地区の巡礼道の一部ですけれども少し歩かせていただきました。本当にすばらしい眺めと危険なところも、危険なというか、海のところまで行った、あれはパサイアだったかな、スマイア、ちょっと転々としたんですけども、そういったところも行かせていただきました。駅舎のアルベルゲも視察させていただきました。これ、知事も行かれたんじゃないかなというふうに思っております。知事も歩かれたというふうに聞いております。

世界遺産の三重県のこの追加登録についてですけれども、このことについて私も何度も質問させていただいております。教育委員会の社会教育・文化財保護課のほうでも追加登録に向けて着々と計画的に進めていただいております。このことも伺っておるところです。

また、追加登録に当たる、候補地に当たる市町においても、測量図の作成とか文化庁からの確認、そして語り部との市町の盛り上がりも継続して活動されております。

先日、私も大台町から三瀬の渡し船に乗らせていただきました。そして、そこから三瀬坂峠を歩いてまいりました。

これは大紀町の滝原のところにつながる三瀬坂峠なんんですけど、この宮川を渡る渡し船に乗せていただいて、昔の方たちはこういうふうにされていたんだなというような、川が流れていくんですけども、すごく楽しいといいますか、すごく貴重な体験をさせていただきました。

また、知事が多気町の女鬼峠を歩いていただいたことも記憶に新しいところでございます。

そして、何と言っても和歌山県、奈良県、この2県の協力も必要だと思っております。知事の思いも含めて世界遺産追加登録に向けての意気込みとかお考えを聞かせていただければありがとうございます。お願ひいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員に御指摘いただきましたように、サンティアゴ・デ・コンポステーラのデバ地区も歩かせていただきまして、すごくいい眺めですよね。

熊野古道の伊勢路もすごく眺めがよい、熊野古道の中で一番眺めがいい。加えて、伊勢神宮と熊野三山という二つの聖地を結ぶ、パワースポットを結ぶ道だということで大きく売り出したいというふうに考えております。

令和5年9月、議員御指摘のように、女鬼峠と一緒に歩かせていただきました。江戸道が傾斜、急でありましたけれども、当時の旅人の気持ちが感じられるような道でありましたが、明治道も割とよくて、あそこ恐らく片岩だと思います、変成岩があってそこに車のわだちが残っているというところでございました。恐らく約1400万年前の熊野カルデラにも関係しているのかなというので、そこをドキドキしながら見たのを覚えております。

熊野古道20周年、おかげさまで多くの方に来ていただきまして、前年と比べますと15.1%増ということで、コロナ禍以降最多を記録しています。議員からも御指摘いただきましたが、和歌山県、奈良県両知事と一緒に世界遺産登録20周年記念サミットを東京でやらせていただきましたし、そして国際シンポジウムもやらせていただいて、デバ地区の方にもおいでいただきました。

追加登録、これはやっぱり非常に重要であると思っています。今、8市町に22の資産候補が確認されています。これ、国の史跡になることが重要ですので、今、市町とともに調査をしていますが、追加登録ということになると、和歌山県、奈良県とともに申請をしなきゃいけないということで、時期は両県と調整をしなきゃいけないんでまだ確定はできませんけれども、可能な限りで早いタイミングを目指していきたいなと考えているところでございます。

〔5番 松浦慶子議員登壇〕

○5番（松浦慶子） 知事、ありがとうございました。

ぜひこの追加登録に向けて一緒に頑張っていければと思っております。

あと少し、1分ほど残させていただきましたが、今回、一般質問をするに

当たって、この巡礼道のお話をしておりましたら、ある職員の方から「サン・ジャックへの道」というフランス映画の御紹介をいただきました。フランス語でサンティアゴはサンジャックというらしいんですね。私、分からなかつたんですけども。今回一般質問をするに当たつてこの間、その映画を見せていただいたんですね。本当にすばらしい映画でございました。

中身についてはネタばれになるので、ちょっと内容については触れませんけれども、巡礼地のテーマというのはリトリートとウエルビーイングだなというふうに感じております。人生捨てたもんじゃないというような言葉がこの映画でつづられておりました。この映画をまた皆様、一度、知事も見ていただけたらいいなというふうに思っております。

時間となりましたので、これで私の一般質問を終結させていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開

議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。24番 杉本熊野議員。

[24番 杉本熊野議員登壇・拍手]

○24番（杉本熊野） わはようございます。

新政みえ、津市選挙区選出の杉本熊野です。今日は人権問題に関すること

を主に質問させていただきたいと思います。

一つ目は、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくるについて3項目質問いたします。

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例、略して差別解消条例が2023年4月1日に完全施行されました。

しかし、条例施行間もない2023年7月に、三重県内の教員が土地購入の契約後、その場所が被差別部落であるとして、取引した宅地建物取引業者に対して契約解除を要求するという差別事案が発生いたしました。

三重県はこれまで、国からの通知を踏まえ、三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針を策定し、三重県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会三重県本部などと連携し、人権問題に取り組んでこられました。宅建業者は店に、同和地区の所在に関する質問にはお答えしません、（パネルを示す）このステッカーを掲示するなどして取り組んでまいりました。

（パネルを示す）しかし、実態調査をしたところ、取引物件が同和地区であるかどうかの問合せを受けたことがあるかの問い合わせに対し、あると答えた宅建業者は2割を超えていました。

部落差別については、被差別部落出身者だとみなされることによって差別を受けるという実態があります。そのため、その土地に住むことによって被差別部落出身だとみなされるのではないかと思い、その土地を忌避する、差別を受ける側になりたくないという意識から、みなされる可能性を回避しようと差別行為が発生します。

土地の忌避については直接的に人を排除する行為ではないため、差別に加担しているという自覚がないまま、差別行為に及んでしまっている場合もあります。

しかし、自覚がなくても被差別部落の土地を避ける行為は、差別に加担する行為です。差別を社会的により強固にしてしまうものであると考えます。被差別部落の土地かどうかの土地調査は許されません。

結婚差別も同様です。被差別部落出身者だとみなされる可能性を回避し、

被差別部落出身者と結婚することを避けたり、身元調査を行って反対したりする結婚差別が発生しています。

少し紹介いたします。2022年度の伊賀市の調査では、個別面談方式で115件の被差別体験が語られています。二つ紹介します。

高校生の時、当時付き合っていた相手の親の実家に遊びに行った。おばあちゃんが出てきて、どこから来たんやと聞かれたので地区名を言ったら、駄目って言われた。自分の住んでいる場所を言いにくい。20代女性。

20歳中頃、付き合っている人と結婚を考えたときに、相手の親に反対され、結局結婚しなかった。やはり結婚のときは、部落出身であることをどう伝えるかというしんどさがある。地区外の友達には話しても分かってもらえない。30代女性。

20代や30代の若い世代が、自分のふるさとを名乗れず、語れず、結婚や交際の破談など、今なお差別を受け続けています。

また、インターネット上では、地区名の投稿、同和地区への誹謗中傷の書き込みが激化しています。被差別部落を訪問し、個人住宅や地域の施設を許可なく撮影した上で、差別心をあおる演出を施して動画サイトに投稿するという悪質な行為も横行しています。部落差別の解消の推進に関する法律が施行されても、今なお残る部落差別の現実に愕然といたします。

これらの実態は、今回の土地差別事案と同様に、条例制定の根拠となる立法事実です。

部落差別解消推進法が施行されて間もなく10年です。お隣の奈良県や和歌山県、福岡県などでは、法律に基づき横出し上乗せをした条例が制定されています。

私は、今のこの三重県の現状を踏まえたとき、新たに個別に部落差別解消推進条例を制定する必要があると強く思っています。

三重県における人権に関する個別条例では、三重県男女共同参画推進条例、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例、そして4月

に改正された三重県子ども条例などがあります。

部落差別をなくすという強い意志を示す具体性のある実効性の高い部落差別解消推進条例の制定を求めたいと思います。条例の必要性について、知事はどうのようにお考えでしょうか。御所見をお聞かせください。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 平成23年、24年であったと記憶していますけれども、大阪の会社の総務部長を私、やっておりまして。その会社、大阪の大きな企業は大体総務部長級が集まるんですけど、年に2回2日間、人権研修というのを受けます。私も行きまして受けましたが、そこで部落差別ということについても勉強させていただきました。

部落差別は、土地に対する差別という世界でも珍しい差別であります。その土地に住んでいる人が差別されるというのは世界でもありますけれども、後からそこに引っ越ししてきた人も差別されるという。これ、解きほぐしていくと、封建時代に為政者が身分制度、これを維持するために、さらに下の階層の人たちをつくり、差別をあおり、今の身分制度でいいんだということをやってきたのが今に続いているんですよね。日本はもう近代国家になって長いんですけど、それでもこんなことが続いている。これは人の心の弱みだろうなというふうに思います。

これを正すのは、教育、一人ひとりの意識しかない、悪を憎む、許さない気持ちではないかと思います。令和5年度に、契約した土地が被差別部落であったということで、契約解除を求める部落差別事案が発生いたしました。差別の行為者が教育公務員であったという事実でございます。県では、部落差別の解消は県政の重大な、重要な課題ということで啓発を続けてきましたが、まだ部落差別の事案は年間10件以上報告されていまして、減少には至っていないということです。

議員御指摘のように、他府県では部落差別解消に特化した条例というのもできております。御案内のように、三重県では差別解消条例の中で部落差別も対応してきましたが、今、申し上げたような事案が発生したということも

重く受け止めなければならないというふうに思っております。

担当部とも話をいたしましたが、担当部としては部落差別に特化した条例をぜひつくりさせてほしいと、この三重県から部落差別というのをなくしていきたいという強い思いを語ってくれました。その意気やよしだと私は思っております。

これからどんなスケジュールで条例策定ができるのかどうか詰めていく必要があるかと思っておりますけれども、検討していきたいと考えております。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番（杉本熊野） ありがとうございました。

知事から力強い御答弁をいただきました。大阪時代のときの土地差別について、そしてそれらを踏まえて県政の重要な課題であること、そのことを重く受け止め、なおまだ差別が減っていないか、その現状を踏まえて担当部のほうからは、ぜひこの個別条例をつくりさせていただきたいとの声があり、それを踏まえて検討していきたいという御答弁をいただきました。ありがとうございました。

私もこの条例制定に向けては、議会としても力を尽くしていきたいというふうに思っております。進め方については、今後、また議会とも十分に相談していただくことをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。今回の土地差別事案は、宅建業者から知事への申立てがあり、説示にまで至りました。初めての条例運用でした。課題等、いろいろ気づかれたこと也有ったのではないかと思われます。

議員提出条例ではありますが、運用に当たっての課題と気づかれたことをお聞かせください。

[楠田泰司環境生活部長登壇]

○環境生活部長（楠田泰司） それでは、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例を運用していく中で気づいた点について、答弁をさせていただきます。

人権センターをはじめとする県の機関では、本条例に基づきまして、差別

や人権侵害を受けた方からの相談に応じて、相談者が希望された場合には、その解決を図るための対応を行っています。

具体的には、相談内容を丁寧に傾聴しまして、必要に応じて相談者の意向を相手方に伝えるなど、関係者間の調整などを行っています。

これらの対応を経ても解決が期待できない場合は、相談者は知事に対して解決に向けた助言、説示またはあっせんを求める申立てを行うことができます。

本条例が本格施行された令和5年4月以降、申立てに至った件数は2件であります、運用する中で気づいた点が2点あります。

まず、1点目は差別等に係る紛争の解決に向けた手続についてです。差別等に係る紛争を解決するための対応は、全て関係者の協力を前提としています。今後、協力を得られないケースが出てきた場合、解決に向けた取組が進まなくなるのではないかという懸念があります。

2点目は、差別等を行った人への啓発についてです。差別等を行った人が同じ過ちを繰り返さないように、人権問題について正しい認識を持つことが必要です。このことから、関係市町と連携しまして、差別等を行った人への啓発を実施しております。こうした啓発について、条例の位置づけがあれば、法的根拠を示すことで、より十分な啓発ができるものと考えております。

条例を運用する上で現在気づいている点は以上でございますが、本条例の附則では、条例の規定についておおむね4年ごとに検討が加えられる旨が規定されております。今後もこの条例を適切に運用しながら、課題や気づいた点を整理していくふうに考えております。

本条例は、差別等に係る紛争解決の体制を定めた先進的な条例であると認識しております。

人権が尊重される社会の実現のためには、差別や人権侵害を見逃さずに、丁寧に解決を図っていくことが重要だと考えております。今後も条例の趣旨を踏まえ、あらゆる差別の解消に向けて取り組んでまいります。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番（杉本熊野） 三重県の差別解消条例は包括的なものであって、紛争解決に至る仕組みを有している条例であって、全国初の条例であります。

けれども、運用していただいて、今、2点、関係者の協力が得られない場合や、啓発の今後の問題について触れられました。私も幾つか気づいていることがあります。この条例は対話を通じた差別解消を目指していますが、説示し勧告に至っても、なお理解が得られない場合も出てくるのではないかでしょうか。対話が十分にできたか、差別される側の思いが十分に伝わったかなど、対話による解決の難しさを感じているところです。理解が得られる方策の検討も今後必要ではないかというふうにも思っています。

また、私は今回の差別事案を踏まえて、第19条、人権教育及び人権啓発が十分か、第21条、実態調査が的確に行われているか、第10条、県と市町との協働がしっかりとできているかなどを検証する必要があるというふうにも思っています。

また、インターネット上での人権侵害については、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律が、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律に改正され、大規模プラットフォーム事業者9社に対して、対応の迅速化等の措置が義務づけられております。第23条を改正し、削除要請を明確に位置づける必要があるのではないかとも思っております。

この際、部落差別解消推進条例を検討していただくのと併せて検証する必要があるのではないかというふうに思っております。4年ごととは明記をされておりますが、それを待たずに改正していくこともあるのではないかというふうに思っております。

また、これも進め方については議会と十分に話し合っていただくことを要望いたします。議提条例でしたので、よろしくお願ひいたします。

次に、人権教育に関する教職員研修の現状と今後の推進について質問します。

三重県における人権教育は、差別の現実から深く学ぶという原則の下に進

められてきました。

しかし、今、教職員が部落差別をはじめ障がい者差別、外国につながる人への差別、女性差別など差別の現実や子どもの人権、子どもの権利保障を学ぶ機会がどれほどあるでしょうか。

部落問題を教えると、子どもたちが差別的な発言をするのではないか、インターネットで検索して差別意識や偏見を植えつけられるのではないかなどの理由で、部落問題学習に取り組むことをちゅうちょする学校があると聞いています。

でも、現実はネット上で同和地区の所在地情報がアウェーティングされ、SNSで差別的な人権侵害の投稿が頻発しています。子どもたちは、一日中差別意識や偏見にさらされ続けています。

寝た子を起こすなど悠長なことを言っている場合ではありません。ネット上でたたき起こされています。このような現状に子どもたちがしっかりと対応できる力を身につけられるよう、まず教職員自身が差別の現実から深く学ぶ機会を求めたいと思います。

この4月にお亡くなりになった津市人権・同和教育研究協議会前会長の故青木弘志さんが常々発しておられた言葉があります。教職員自身が差別をする側に立っているのか、差別を受ける側に立っているのか、その差別に対してどう動いていくかとするのか、自らの立つ位置を問い合わせ続けることを忘れないでほしいという言葉です。

私たち議員や、教員をはじめ公務員は、自らの立つ位置を厳しく問い合わせること、時には立つ位置を問われるところに身を置くことも必要だと私自身実感しています。

昨年の6月14日、小島智子前議員が教職員の人権意識の醸成について一般質問いたしました。福永教育長は、研修用動画の配信、リーフレットの配布などの研修の充実について御答弁されました。その後の進捗状況はいかがでしょうか。見えてきた課題はあるでしょうか。それらを踏まえて、今後どのように推進しようとしているのでしょうか。お聞かせください。

[福永和伸教育長登壇]

○教育長（福永和伸） それでは、人権教育に関する教職員研修の現状と今後について答弁させていただきます。

一昨年、県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行ったことは、痛恨の極みでありました。私ども県教育委員会は、このことをこの教職員個人だけの問題ではないと捉えて、昨年度、全ての教職員が部落差別の解消のために必要な知識と人権感覚を身につけるため、自らの人権意識を振り返る校内研修を全ての公立学校で実施いたしました。

具体的には、まず差別の解消に向けた自らの責務を自覚することを狙いとする研修用動画を配信しまして、全教職員が視聴しました。あわせて、部落問題の現状やその解決に向けて教職員に求められている行動等について説明した研修リーフレットを全教職員に配布しまして、それを活用いたしまして、同僚との対話を通じて自らの人権意識や行動を振り返る校内研修に全ての学校が取り組みました。

研修後に提出された各校の実施報告からは、差別解消に向けた教職員の認識や学校教育の役割を確かめ合う機会を持てたことや、対話を通じて人権意識を高め合う職場の雰囲気をつくることができたことなどを、取組成果として確認することができました。

一方、研修を通じて、世代交代が進んでいる中で、教職員の間に部落問題の学習経験や認識に大きな差が生じていることですとか、認識を深めるに当たって効果的な、同僚と人権問題について経験や考えを語り合う機会、そういうものが不足していることなどが課題として見えてまいりました。

こうした課題を踏まえまして、本年度、新たなリーフレットと研修動画を作成いたしまして、対話を重視した人権教育に関する研修を全ての公立学校で実施いたします。研修の内容としては、世代や経験の異なる教職員同士が部落問題に対する認識を高め合えるよう、部落問題と自分との関わりや解決に必要な取組等について対話をしながら理解を深めるものとします。

また、教職員の人権意識や実践力の向上を図るため、あらゆる法定・悉皆

研修において人権教育に関わる内容を体系的に位置づけて実施いたします。

それから、各学校が作成しております人権教育推進計画につきましては、これは前年度見直しを行っているんですが、今年度は特に教職員研修の内容を先ほど申し上げた教職員の課題に即して改善していくこととしています。

今後も、市町教育委員会や各学校と連携しまして、教職員に自他の人権を尊重する意識を醸成し、人権尊重の視点に立った学校づくりが推進されるよう、引き続き取り組んでまいります。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番（杉本熊野） 教育長のこの問題にしっかりと取り組んでいこうとする姿勢を確認させていただきました。

先ほどのお話にもありましたように、（パネルを示す）今、三重県の教職員は非常に若いです。今年度の小学校教職員の年齢構成です。一番多い年代が30代です。非常に若くてパワーを感じます。

（パネルを示す）今年度の中学校の年齢構成です。小学校と同様に30代が最も多いです。若いので吸収力がとても大きいです。

教職員の人材育成は、今、大変重要な時期だと思います。そして、その土台となるのはやっぱり人権教育だと私は思っております。人権とは抽象的で漠然とした個人の考え方や思いではありません。世界人権宣言や人権関連条約、憲法や法令等で規定されている個別の権利の総称であります。

しかし、人権とは何か、権利とは何か、差別とは何かなどについて、教職員が体系的に学ぶ機会はほとんどありません。

また、教職員の多くが権利を侵害されにくい属性を有しているため、人権を学ぶ必要性を実感しにくいのではないかとの指摘もあります。

しかし、その一方で、様々な厳しい生活実態を背景に持つ子どもたちに日々寄り添い、目の前の子どもを出発点にして懸命に教育活動を深めようとする教職員の姿があります。

一見知事は、常々いじめのない学校づくりへの強い思いを語られます。いつも私は共感して聞かせていただいているのですが、いじめが解消できる学

校づくり、学級づくり、関係づくりは人権教育であります。内容を充実して体系的に、段階的に研修を計画すべきですし、何より各学校でのOJTが大切だと思います。

しかしながら、教育長もおっしゃったように、年代構成的にはかつてのように経験豊かな教員の知見を引き継ぎながらOJTをするということは難しくなってきています。市町教育委員会や関係団体と連携し、伴走型の支援を充実していただきたいと思いますし、さらには教職員同士が自らの実践を交流し合い学び合う教育研究活動が、私は何よりも実践力を高めていくというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

最後に、差別を社会構造の問題として捉えることについて申し述べたいと思います。障がい者差別は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律によって医療モデルから社会モデルへ、差別を社会構造の問題へと転換いたしました。車椅子の人はエレベーターがあれば2階へ行ける、階段という社会的障壁は、それを解消すれば障害は解消される。制限や排除等をつくっているのは社会であるという考え方であります。

女性差別については、戦後、憲法によって男女平等がうたわれ、女性が参政権を手にし、女性差別撤廃条約の批准によって男女共同参画社会基本法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の男性への適用、家庭科の男女共修、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等が成立して、女性差別の解消が進められてきています。

また、今、三重県では、労働分野におけるジェンダーギャップを解消するため、正規雇用短時間勤務への支援が事業化されております。

さらに、今後、日本は人口減少がさらに進み、外国の方を労働力として迎えることがさらに増えてくるでしょう。

しかし、今の法制度の下では、外国人の方への人権侵害、差別が深刻化するのではないかと懸念されているところであります。

差別意識は社会のありよう、社会構造によって大きく影響を受けてまいりました。差別意識の背景には社会構造の問題があります。部落差別を温存し続ける日本社会のありよう、社会構造の問題を変えていける部落差別解消推進条例にしていきたいと思いますし、国に対しては制定10周年を迎える部落差別解消推進法の改正を求めていきたいと思っております。知事、どうぞよろしくお願ひいたします。

二つ目の質問に入らせていただきます。「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」制定にむけてです。

この条例は、令和5年9月定例月会議において小島智子前議員が一般質問で取り上げ、知事から条例制定について力強い前向きな答弁をいただきました。私もあのとき、本当にうれしかったです。

その後、昨年6月に条例検討懇話会が設置され検討が進められてきました。先日、第5回検討懇話会が開催され、知事も出席されておりました。私も傍聴させていただきました。懇話会のメンバーの皆さんには、性暴力の被害の当事者、そして性暴力に高い知見をお持ちの方々がそろっておられ、細部にわたって重要な事項が議論されており、この1年間の積み上げを感じることができました。

さて、三重県内における性暴力の実態ですが、性犯罪は、令和6年に不同意性交等が41件発生しています。被害者は女性が圧倒的に多く、加害者とは何らかの面識がある場合が多いとのことです。

また、三重県のDVの相談件数は、令和5年度934件で、例年1000件前後で推移しております。児童虐待相談のうち、性的虐待は令和5年度は48件、令和4年度は49件です。例年このような数字で推移しています。加害者は親など身近な者が多いです。怒りで心が震えます。

みえ性暴力被害者支援センターよりこに寄せられる相談件数は、令和6年度603件、よりこが開設された10年前は262件で、以来、増加傾向が続いています。どれもとても多い数字です。

しかし、現実はこんなものではありません。統計では把握されていない暗

数が多いと言われています。これらの数字は氷山の一角だということです。相談できない、被害届が出せないと苦しんでいる方が多くおられます。これらは性犯罪や性暴力被害者の特徴であり、被害者が男性であっても同様です。

この6月定例月会議で環境生活農林水産常任委員会に条例案が説明されるということですが、条例案の前文に、このような一節があります。性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切の責任がないという一節です。私は真っ直ぐ伸びる一筋の光のように感じられ、胸のすぐ思いでした。

私はかつて女性教職員の相談窓口の役を担っていたことがあります。相談に来られた性暴力被害者の方々は、いずれも自分を責める気持ちが強くて、あなたは悪くないと言うと、ぼろぼろと涙を流されました。泣き崩れる被害者の背中をさすりながら、あなたは悪くない、あなたは悪くないと繰り返し声をかけ続けた経験があります。どの被害者もあなたは悪くないと言うと泣かれます。

この条例は、このような方々にとって救いであり、勇気を与えてくれると確信しています。

また、性暴力は被害者に長期にわたって深刻な影響を与えます。P T S Dを発症すると、その回復には本当に長い時間を要します。特に子どもに対する性暴力は、子ども自身がそのとき性被害だと認識できなかつたり、子どもゆえに回避できない場合も多く、その後の人生に多大な影響を与え続けます。

そこで改めて質問します。本条例には、今、多くの関係者の注目と期待が高まっていると考えますが、条例制定に向けた環境生活部長の思いをお聞かせください。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） それでは、条例に向けた思いについて答弁させていただきます。

現在、策定作業を進めています三重県性暴力の根絶をめざす条例は、県議会や関係者の皆様の大きな期待を担って制定に向かったものであります。

我々としてはその思いをしっかりと受け止め、条例制定のみならず、その後の施策についてもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

性暴力や性犯罪は、個人の尊厳を大きく傷つける決して許されない人権侵害です。しかし、依然として身近に存在しており、また、被害者が声を上げづらい状況があったり、誹謗中傷などの二次被害に苦しんでいらっしゃる方がおられることも事実です。

また、性暴力は、被害者の心身に長期にわたって深刻な影響を与えるものであり、心身に受けた影響は被害を受けた直後のみならず、月日が経過した後にも生じることがあります。そのため、社会全体で中長期にわたって支えることが必要だと考えます。

特に、子どもに対する性暴力は、未来ある子どもの尊厳を奪うだけでなく、心身の健全な発達に影響を及ぼします。そのため、これを見逃すことなく早期に発見し、子ども及び家族を支援することが必要であると考えております。

このような認識の下、昨年度から条例の制定について、性暴力被害当事者の声や専門家の方々の意見を聞きながら検討を進めてまいりました。

性暴力の根絶を目指す本条例の目的とするところは大きく2点あります。

1点目は、被害者やその家族への適切な支援を行うこと、2点目は県民の皆さん一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる、性暴力が根絶された三重県を築くことです。

本県条例案の特徴としまして、まず条例の名称を性暴力の根絶をめざす条例としました。また、他県の条例にはない前文を記述しまして、性暴力の根絶を目指す県及び県民の皆さんとの強い決意と姿勢を表すものとしたいと考えております。

次に、子どもに対する性暴力を根絶するため、子どもにとって身近な存在であります学校等の役割についても規定することとしております。

さらに、性被害を受けた際に、迅速な証拠保全をはじめとした早期の対応がなされるよう、警察や医療機関など関係機関との連携を図ることとしております。

また、条例の趣旨や目的を具体化するための推進計画の策定についても明記する予定です。

6月4日を開催しました有識者で構成される条例検討懇話会では、委員の皆様から最終案につきまして様々な御意見をいただきました。現在、いただいた御意見を反映させる作業を行っているところです。引き続き、県議会の皆様の御意見もお聞きしながら、よりよい条例案となるよう、さらに検討を進めてまいります。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。

他県には前文がないということを私、今、初めてお聞かせいただいたんですが、読ませていただいた前文、すばらしいと思いました。

それから、詳細について御説明をいただきました。今、まだ検討の最中だということですし、今後、常任委員会で説明されるということですが、私も条例案を見させていただいて、やっぱり第19条の迅速な証拠の保全であるとか、それから第22条の性暴力再発の防止として加害者への支援と、こういったところが入っているのがとても特徴的だなというふうに感じさせていただきました。9月の上程を予定されていると伺っておりますので、そこに向けて議会も共に頑張ってまいりたいというふうに思っております。

性暴力に関する法律は、まず刑法、それから配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律等数々の法律がありますが、実は性暴力の被害者支援に関する法律はございません。本条例が制定されれば、よりこなど支援する側の法令上の根拠となり得ます。全国的には福岡県、茨城県に次いで3県目だと伺っております。

加えて、私、実はもう一つ、思っていることがあります。P D C Aをしつかりと回していくには、私は検証する推進会議の設置を条例に書き込むこと

が必要ではないかというふうに感じております。あわせて、御検討いただければというふうに思います。

そして、推進計画、条例にも書き込み、今後、条例が制定された後に計画が策定されていくんだろうと思いますが、今も私のところにはそれについて要望が幾つか届いております。相談体制の充実・強化、性教育の充実、それからP T S D等精神的な治療に対応できる病院の強化などを計画の中でしっかりと進めていただきたいなというような声もいただいておりますので、お伝えさせていただきたいと思います。

この条例が制定されましたら、全国の先進事例、これ先進事例だと私は思っておりますが、先進事例として全国に広がり、あわせて、三重県内の市町の取組に反映され、性暴力に苦しむ方々にとって一筋の光となることを期待させていただきます。

それでは、3点目、最後の質問に移らせていただきます。地産地消の取組の現状と今後の推進について。

私たち議員は日頃いろんなところへ伺って、いろいろ声を聴いてくるんですけれども、今、中山間地に伺うと一番多いのは農業問題です。年とてきたし、機械が壊れたら、田んぼもここまでやなとか、最近は米の輸入が拡大されて農家の米が今以上安なったらもうやめやとの声があります。

しかし、農業問題を消費者目線で考えたとき、私は今の日本の食料自給率の低さはいかがなものかと思っています。

日本の食料自給率は39%、輸入に頼っている肥料や飼料、種を勘案すると自給率は9.2%になるとも言われています。

みそ汁、日本の伝統的な食です。みその原料、豆腐や油揚げの原料は大豆です。大豆は98%が輸入です。しょうゆの原料も大豆です。

先日、パック入りのみたらしだんごと三色だんごを買いました。裏をぱつと見たら、原料のところ、米粉はアメリカ産でした。大切にしたい日本の伝統食がこのままでいいのでしょうか。今、米の価格高騰が直近の課題となっていますが、それ以前に地球温暖化、大規模な干ばつや豪雨の頻発化、ウク

ライナや中東などの世界情勢、増え続ける世界の人口など、食料事情は極めて不安定となっていることは明らかです。国民の命を守る国の安全保障として、食料自給率を高めることが極めて重要だと私は思っています。

東京大学大学院特任教授鈴木宣弘さん、5月11日と5月31日に新政みえ開催の県政懇談会の講師としてお招きいたしました。鈴木教授は、国による農家支援が重要、加えて鍵は消費者の意識と行動にある、消費者の選択が全てを動かす源泉、地元で生産された安全なものを地元で消費する地産地消の運動を各地で展開してほしいと訴えられておられます。これまでにも私は3回、実は合計5回鈴木教授の講演を拝聴してまいりました。農業問題の鍵は消費者、この言葉に後押しされて、これなら私も心込めて取り組めると思い、地産地消を進めたいと思っています。

そこで、思いを同じくする仲間の皆さんと一緒に、食と農を考える会を結成して、今、活動しています。この3月に開催した第2回フォーラムでは、「なんで地産地消の給食がええの？」をテーマに、栃木県栃木市の地産地消の仕事人・中田智子栄養教諭を講師にお招きし、パネラーにはJA三重中央会専務、津市教育長、そして農林水産部フードイノベーション課長をお迎えし、地産地消の給食を推進するための方策などについて、意見交換をしていただきました。

アンケートでは、食で心を育てる、食で人と人を結ぶという言葉が印象的でしたとか、学校給食の役割は大変大きいと改めて感じた、給食に地元農産物が使える確実なシステムができるとうれしいなど、地産地消の給食推進を求める声が多数寄せられています。

そこで質問させていただきます。食と農を守るため、地産地消の取組が重要だと考えますが、三重県における取組の現状と今後の推進についてお聞かせください。

〔枠屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枠屋典子） それでは、三重県における地産地消の現状、それから今後の取組についてお答えいたします。

県では、県民の皆さんのが地域の農林水産物に触れ親しむことで、その背景にある農林水産業に対する理解を深めるとともに、身近な地域の生活ですか、食を見つめ直していただくことを目的としまして、地産地消を推進しております。

具体的に、地場産物の活用を拡大するために、平成15年からみえ地物一番の日キャンペーンを展開しております。県産農林水産物を取り扱う量販店や飲食店、食品製造事業者は年々増加しております、令和6年度末では998事業者が参加していただいております。県内各地にキャンペーンが浸透してきているというふうに考えております。

また、学校給食への地場産物の導入に向けましては、栄養教諭など学校関係者対象の研修会開催や地場産物を使った学校給食の開発・導入の検討などを行っております。

また、教育委員会と連携しまして、地場産物をふんだんに使ったメニューを提供するみえ地物一番給食の日の設定を市町に働きかけ、現在では全市町で取り組んでいただいております。

さらに、農林水産業への県民の皆さんの理解を促進するために、地元生産者を講師とした出前授業や農業体験活動を通じた生産者と地域の皆さんとの交流促進、子どもたちが栽培した農産物を生きた教材として授業等に活用することによる生産者や食材への理解促進、環境に配慮した生産に取り組む農業者の紹介を通じた、消費者の地元生産者への応援意識の醸成などに取り組んでおります。

加えまして、今年度からは、地域課題の解決や地域農林水産業の継続につながる取組といたしまして、藻場の減少、それから獣害被害の要因となっておりますアイゴや鹿などを地域の特徴ある食材として有効活用するよう取り組んでおります。また、アンケート調査などを通じまして、県産農林水産物の適正な価格形成に向けた消費者への意識啓発を進めております。

今後も引き続き、地場産物の活用促進と農林水産業への理解促進を進めるとともに、今年度策定する第5次三重県食育推進計画、こちらにおきまして、

施策の充実ですか様々な分野との連携促進、これを図っていくことで地産地消の取組を加速化してまいりたいと考えております。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番（杉本熊野） ありがとうございました。

みえ地物一番の日など様々な取組を御紹介いただき、今年度改定予定の第5次三重県食育推進計画において、施策の充実を図っていきたいという御答弁をいただきました。

私はやっぱり今、学校給食に注目をしています。（パネルを示す）これですね、見てください。津市におけるみえ地物一番給食の日のメニューです。イワシは白塚町産、頭と腹を取って冷凍した状態で業者が納品しています。コマツナは美里町産、JAみえなかが納品しています。JAと年間契約している18品目のうちの一つです。もやしは久居新町産。久居には三重県で唯一のもやし屋があります。津市の給食協力組合が納品しています。マコモタケは美杉町産。収穫後、きれいに洗って葉を落とした状態で生産者に直接納品していただきます。津市内全ての小・中学校に美杉町の生産者に直接納品していただきます。

地物一番のこれ特別メニューですが、津市では月1回ないし2回です。こんな給食をもっと提供したいと学校栄養教諭の皆さんは願っているのですが、課題があります。一番の課題は、誰が集荷し、保管し、納品してくれるのかということです。この調整をする役割の人、地産地消コーディネーターがいれば、もっと推進することができるのにと関係者は口をそろえて言われます。今、学校給食は学校栄養教諭がこの役を担っているんですが、550食以上に1人というこの配置では、これ以上の推進はなかなか学校栄養教諭が担うのは難しいというのが現状であります。

（パネルを示す）これは全国の数字なんですが、学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合です。1位、山口県87.2%、2位、栃木県77.7%、三重県57.3%。山口県とは30%、栃木県とは20%の開きがあります。もう少し三重県の割合、上げられないでしょうか。

(パネルを示す) これは現行の第4次三重県食育推進計画の中の学校給食における地場産物使用割合です。令和元年度は59.2%ありました。令和7年度の目標値を65%に掲げました。

しかしながら、令和5年度は57.3%と5年かけて下がっています。上がつていません。いかがなものでしょうか。

先ほど第5次推進計画、今年改定予定だというので、本当にここの数値が上がっていくような施策を充実していただきたいと思いますし、その際、ぜひ御検討いただきたいのが体験活動です。先ほど、取組の中にもありましたけれども、実は特に子どもたちにとって食育推進には体験活動、出会いがとても重要であります。

(パネルを示す) これは美杉小学校の3、4年生の子どもたちのマコモタケの収穫体験です。私、実は本物を見たことないんですが、マコモタケってすごく大きいですよね。食べるのは多分この下のところなんだろうと思いますが、この収穫体験を美杉小学校、やっております。

それから、(パネルを示す) 白山町大三小学校の田植え体験です。お米は三重県産なんですが、せめてみえ地物一番給食の日だけでも地元白山町の田んぼで取れたお米をこの子たちに食べさせられないだろうかという、そんなお声をいただいています。

伊賀市は給食のお米は全て伊賀米です。生産者の願いで感謝の心や地元を思う気持ちを醸成したいと、これまで少し高かったのですが、少し高くても全て伊賀米を給食で使用しておられます。今年は金額が逆転したそうです。伊賀米のほうが安いんだそうです。

続いて、(パネルを示す) これは津市の榎原、榎原みずすまし会田んぼアート実行委員会による田植えの様子であります。今年は子ども115名、保護者など87名、スタッフ含め総勢270名で田植えをしました。私も、それから津市選挙区選出の県議会議員も参加しております。私は家族連れて参加しております。津市内外の子ども、県外の子ども、身近に田んぼのない地域の子ども、町の子どもたちも参加しております。

そして、これででき上がるのが（パネルを示す）この田んぼアートでござります。直近6年間の田んぼアートです。今年は第16回でしたが、すばらしいと思いませんか。これ稻で全部描くんです。今年は4色の稻を使って約3000平方メートル、3段の田んぼに植えていきます。原画は地元の榎原小学校の子どもたちが描いています。

このような体験を通して、生産と消費がつながる、作る人と食べる人がつながる、地域と自分がつながる、これが食育の土台となります。

最後に、（パネルを示す）学校における地場産物使用率全国2位の栃木県の取組を紹介します。栃木県は、とちぎ地産地消県民運動を関係者・団体が実行委員会を組織し、20年間にわたって運動してきました。昨年の7月に開催し、今年度から新たにとちぎの食と農業アクションプロジェクト協議会を組織して再スタートしています。

栃木の給食全国2位は、この20年間の地産地消県民運動がベースになって推進してきております。

そこで3点提案いたします。今年度、第5次食育推進計画が策定されます。三重の食と農を守る、地産地消みえ県民運動を多くの関係者の方々と協働して組織してはいかがでしょうか。

提案2、第5次食育推進計画の指標は、県民が参加でき、県民参加の状況がよく分かる指標を設定していただきたい。

提案3、県政だよりによる発信をお願いしたい。今月号は三重県子ども条例改正がトップでした。医療保健子ども福祉病院常任委員会で関わらせていただきましたので、とてもうれしく思って拝見させていただきました。この県政だよりに、例えば知事がマコモタケを食べていただいて食レポをしていただくとか、みえ地物一番給食の日の様子とか、地産地消の社食の紹介であるとか、スーパーの地物一番コーナーで買い物をしている人の声だとか、農業体験の様子であるとか、本当に県民が身近に感じる、やってみようと思うきっかけになるような発信をシリーズで掲載してはいかがでしょうか。食は毎のことですから、きっかけがあれば、ハードルが低ければ行動が変容し

やすいです。

我が家のお茶は、これまで意識せずにいろいろなお茶を飲んでおったのですが、今は中瀬古議員、津田議員の影響でしょうか、美杉のほうじ茶など伊勢茶に変わりました。もうこれやと家族が言っております。

お茶に限らず、地産地消の推進は多くの県民が誰でも身近に関わることができ、親しみや豊かさを感じられる取組となる可能性があります。いかがでしょうか。知事、うんうんとうなずいていただいております。本当は一言いただきたかったのですが、時間がありませんので、今日、いろいろお伝えしたところを知事、そして部長、第5次食育推進計画に反映していただくことをお願いして、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。41番 山本教和議員。

[41番 山本教和議員登壇・拍手]

○41番（山本教和） 志摩市選挙区選出、山本教和でございます。

今年のこの本会議の質問は、いつもの年より何か声援が多いような感じがいたします。各会派から皆、頑張っていただきたい、こんなようなことを私、

言われておりますて、精いっぱい頑張っていきたい、そんなふうに思っております。

まず、第1番目でございますが、我が国は今年、戦後80年を迎えております。いま一度、知事に平和についてその思いをお聞かせいただきたいのであります。

6月定例月会議、知事提案説明の冒頭、国際情勢について触れております。私の思いも少し聞いていただきたいのでありますが、この通告時点のときには、イスラエルがイランにミサイルをぶち込んだというようなことはまだ出ていなかつたんですね。

だけど、この今から述べさせていただく、イスラエルの中のガザ地区とヨルダン川西岸地区に閉じ込められたパレスチナの皆さん方の思いを少し述べさせていただいた後で、イランについて少しだけ触れてみたいと、こんなふうに思っておるのでございます。

今、イスラエルが行っている空爆ですね。特にガザ地区というのは、いわゆる天井がない監獄だと言われているぐらい、そこに閉じ込められている方々なんですね。そこへ向けて空から空爆するということはまさに非人道、人道主義に反する、こんなふうに私も思っておるところであります。幼い子どもたちが傷つき、乳飲み子を抱えた母親が逃げ惑うあの姿は、とても許しがたい、そんなようなことを思っておるところであります。

また、過去ですね、イギリスはあの地域に深く関与していたこともあり、またフランスもそうだと、そんなふうに思うんですね。地元に配置している、いわゆる記者ですよね、ロイターとか、あとB B Cですね。また、フランスのほうはA F Pとかフランス2、この通信社の方々が連日のように世界に報道しておるわけですが、日本に入ってきているのはその中の一部だ、そのようにも言われておるのでございます。

国際紛争は本来なら国際連合、国連が紛争をやめさせなきやいけない、こういうような任務を負っておるんですけども、今の国連はそのような力がないというか、無力が露呈されているというようなこともありますし、最も

大事な安全保障理事会の中で、時代の遺物と言われている拒否権が、まだああいう権利があるということは、今の時代にどうなのかなと、そう思う1人であります。何とかこの紛争をやめさせなきやいけない、そんなふうにも思っておるところであります。

私はポーランドのアウシュビッツに行ったことがあります。その空き地で若い女子学生が膝を折りながら祈っている、そういう姿を目の当たりにしたことがあるんですね。その案内人は、きっと彼女は自分たちの祖先であるユダヤ人が亡くなつたこの地域の英靈に対して祈っているんだなということもあるかも分かりませんし、また、これから平和を祈っているんだというようなことを案内人の方は言つてゐたように思います。ユダヤの人々は、もうまさに世界の流浪の民と言われて、2000年間ずっと自分たちの国がない、そんな民でありました。

だけど、1947年にイスラエルという国を建設した。

ところが、建設したのはいいんだけど、その場所は従来からパレスチナ人が住んでいたというようなこともあって、ずっと紛争が続いておるというような状況であります。

また、今日の朝刊等で報道されたように、イスラエルはイランにミサイルを撃つたと。そのイランは昔から親日国というふうに一時言われておりました。1971年頃は三井物産とか、あと三井石油化学とか、そういう三井グループの総力を挙げて、それにまた、三菱や住友などと一緒にになってイランにI J P C、イラン・ジャパン・ペトロケミカル・カンパニーという合弁会社をつくったんですね。そのプロジェクトによって日本は、その地域で生産され、そういう自前のエネルギーを日本国へ運んで來ると、こういうような夢を抱いておったのでありますけれども、例の1979年のホメイニ革命、イランのイスラム革命によって、徐々に徐々にその計画が縮小されて、1990年頃には三井グループ並びに日本政府があのプロジェクトから撤退したと、そういうような経緯があるんですね。

知事、そういうような経緯も踏まえながら、この今の現状をどういうふう

に課題解決していけばいいかという知事の思いを聞かせていただきたいのであります。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員から中東紛争、中東情勢、この解決に向けた取組ということで、なかなか1県では難しいかなということは考えております。

アウシュビッツのお話もいただきました。私は大学4年生のときに、ドイツのミュンヘン郊外の、ダッハウ強制収容所であったかと思いますけれども、訪れまして、そこで多くの靴を見て驚いたという記憶がございます。収容されてガス室送りになって殺されてしまったユダヤの人たちの残された遺物ですね。

ユダヤの人たちは議員がおっしゃるように2000年間、国がなくて、虐げられた、差別も受けたということですし、生活を強いられてきた。それに対しで、いわゆる第一次世界大戦のときのイギリスの三枚舌外交と言われていますけど、それでシオニズムを実現することができると。国家の三要素というのは国土と国民と統治機構と言われていますが、ユダヤには、もちろんユダヤ民族というのはおりましたけれども、国がなかった。だから、差別を受けるんだ。それで、国を何とか持ちたいというその考え方で国ができたということなんですが、これも議員御指摘のように、イギリスの三枚舌外交の一つは、オスマン帝国に対して反旗を翻すようにアラブ人に対して内乱を起こせということでイギリスが取引して、パレスチナの土地をパレスチナ人に与えようということを言ったとも言われていますので、それによって中東の紛争が起った。

1948年から1973年まで中東戦争が起り、多くの血が流されました。ガザ、そしてシスジョルダニーと言われているヨルダン川西岸、ここは、実はイスラエルにとっては何とか自分のものにしたい土地であります。そこで多くの紛争が今まで戦争にならない状態で起きました。

先週は、議員が御指摘いただいたように、イランとイスラエルの間で紛争が勃発しまして、もう今は、今週のこの時点です、あるいは先週末からそ

ですが、実質的な交戦状態であります。無辜の民の血が両国で流れています。報復の連鎖が起こって、ミサイルを撃ち合っているという状態ですよね。日本にも影響が出てくる可能性があります。

ホルムズ海峡、ここは、先ほどイランと日本の合弁の石油会社のお話をされましたけれども、そもそも日本は約9割の石油を中東に依存していますし、約8割がホルムズ海峡を通っております。日本には約8か月分の石油の備蓄はあるとは言うものの、あそこで紛争が起り、イランがホルムズ海峡を封鎖するということになると、すごく大きな影響が出てきます。今、まだ封鎖とかいうことになっていないけれども、原油の価格は今、約10%上がっているというふうに言われていて大きな影響がございます。

我々としては一刻も早い中東の鎮静化、これを願うばかりでございますし、既にG7ではその動きがあるということですので、それを我々も支援していくということだと思います。

ただ、折しも議員もおっしゃいましたが、さきの大戦から80年の年でございます。この機会に平和への機運は高まっていると思いますので、平和というのがどれほど大事なものなのか、そして簡単に壊れてしまうものなのか、中東の戦争、そして紛争を一つの契機というんでしようかね、平和というのを維持し続けていくことが大事なんだということを我々として心に刻むことが大切なと思っております。

[41番 山本教和議員登壇]

○41番（山本教和） 知事、ありがとうございます。

知事が言われたように、1930年代なんかは、「アラビアのロレンス」という映画がありました。あれはまさにそのイギリスの三枚舌外交というようなことも言われておりますし、非常に混沌とした状況が今も続いていると、そういうようなことがあります。

また、中東は以前、ダヤン国防相という目にこういうドクロのような感じの国防相がいて、彼が活躍していたというか、取り仕切っていたというそんな時代もあって、イスラムですからパレスチナ、そういったアラブの国々と

イスラエルとはもう四方交戦状態が非常にずっと続いとるということですが、知事が言わされたように、早く終結しないとホルムズ海峡の封鎖ということになると、今の原油価格の倍もするような、そんな時代がひょっとしたら来るかも分からぬといふことで、心配をしている国民の1人であります。何とか紛争が収まりますように祈るところであります。

次、観光振興について述べさせていただきます。中部国際空港です。

中部国際空港は常滑市沖に建設されましたけれども、あそこに至るまでにかんかんがくがくの議論があつて、口角泡を飛ばしながら我々は議場でも議論したことがあります。最終的にあそこの空港で、今、たくさんの人々が中空を利用しながら、中部地域の発展に尽くしておるということですが、このセントレアの、当初からそうなんですかけれども、今、東南アジア便というものは開港のときに比べて非常に充実しているし、便数も多くなっているというふうに思うんですけど、特にヨーロッパ便、ヨーロッパから日本に来る、特に中空に来る直行便というのが非常に少ないので、そんなふうに感じるわけでありますし、またこれから先、中空はもっともっと充実していかなければいけないし、地域発展のために、まさにあそこがメッカというか、中心的な役割を担わなければいけない空港であるにもかかわらず、ヨーロッパ便というものが非常に貧弱だというのはいかがなものだろうか、そんなふうに思います。

まして、日本人が非常に親しいと言われている、人気のある国としてイタリアとか、アリタリア航空なんかは中空に来なくて関西国際空港へ行っているし、また東京国際空港とか成田国際空港へ行っているというようなこともあります。

また、フランスのエールフランス航空もそうです。中空に乗り入れてこないというようなこともあって、ここ一番、三重県は中部国際空港株式会社に非上場だけれども出資しているというようなこともあって、もちろん民間会社ですから会社の方針というものがあるんでしょうが、この欧州便の充実について物申すのは、私は三重県知事じゃないかなと、そんなふうに思うんですけど、いかがでございましょうか。御所見をお伺いしたいと思います。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之）　国で働いておりましたときに7年間、航空行政に携わつてきました経験と、それから大臣秘書官のときに冬柴大臣にお仕えしていましたが、2009年ですけど、羽田空港の国際化を含むオーブンスカイ政策を大臣が打ち出されて、冬柴プランという名前をつけられて、今も航空行政の中でその考え方って残っているわけですけど、それにも関係をしていましたと。

加えて、平成23年、24年、25年までですけど、関西国際空港株式会社の総務部長、総務人事部長を両方やりました経験で申し上げますと、なかなか空港の路線開設というのは、もうこれは議員もおっしゃっておられたとおりで難しいところがございまして、一義的には航空会社の判断なんですね。その路線を運航したときにちゃんと人が乗ってくれるのかどうか、ロードファクターという言い方をしますけど、これが8割前後でないとなかなかもうからない。5割前後であると赤字で、空気を運んでいる状態で飛ばなきやいけないということになるということでいきますと、まずは空港会社としてはそこに便を張ってくださいと、こういうことを言うんですけれども、ただ、空港の種別によってはそうでない空港もありまして、何かと言うと、ハブ空港と言われているところですね。一定の航空会社が基地として使う空港であれば、それは必要ないというところで、例えばルフトハンザ航空であればフランクフルト空港ですし、それからエールフランス航空であればシャルル・ド・ゴール空港なんですが、残念ながら中部国際空港はどこかの航空会社がハブ空港として使ってくれている状況ではないということです。

そうすると、航空会社に働きかけて路線を運航してもらう必要がある。路線は確かに多いほうがいいんですけども、ペイするかどうかと。その路線を設定するときに航空会社は何を見るかと言うと、ビジネス需要と観光需要、簡単な話でその二つを見ます。それは何に依拠しているかと言いますと、後背地の、中部空港で言うと中部地域の産業力とか空港の周辺人口、それから観光地としての魅力に依存しているということです。それがどこまであるかということ。三重県も中部空港を使われる方、中部空港を使っておいでにな

る方が多い、また三重県の人も使うことが多いんですけども、多くの方に来てもらいたいと思って、今、観光宣伝をやっています。欧州にも観光宣伝しているところでございます。

欧州便の増便を中部空港に働きかけるだけの欧州からのお客さんが今、来ているかと言うと、まだそこまでは難しいかなという気はしておりますけれども、これからも積極的に欧州もターゲットの一つとして観光プロモーションをやっていきたいと思っていますし、何よりも我々よりも中部空港がポートセールスをしっかりとやってくれていると思いますので、必要に応じてその支援もしていきたいというふうに考えているところでございます。

[41番 山本教和議員登壇]

○41番（山本教和） 知事、ありがとうございました。

ハブ空港になっていないということあります。ドイツのフランクフルト空港はルフトハンザ航空がそうですし、例えばイタリアから日本に帰つてくる場合は、ミラノがアリタリア航空のハブ空港になっていて、日本へは関西国際空港なんですね。中部国際空港へは来ていないと。そういうような状況もあって、この中空が少し見逃されているんじゃないかとかそんなことを思うところがあります。関空に来ても三重県への誘客に成功というか、来ていただければそんなことはないんでしょうけれども、関空から初流動で岐阜やら金沢やら北のほうに行っちゃうというのが非常に多いわけで、ここはやっぱり対面にあるこの中部国際空港があることによって、ここを発着することによって三重県の伊勢湾沿いの各市町が政策を立てやすい、誘客をしやすいというようなこともあるって、これからどういうような時代が来るか分かりませんけれども、中空の充実に頑張ってやっていただきたい、こんなふうに思うのであります。

次、その2番目のインバウンド対策についてであります。

これは先般の山崎議員もそうですし、また小林議員も述べていただきました。3600万人ぐらいがインバウンドで日本に来ていると。三重県は38万人ぐらいで、大体1%強というようなことなんですね。現状はね。

だけど、このインバウンド需要をもっともっと充実させていかなければいけないという知事の思いもあるし、三重県全体としてこのインバウンドの充実にこれからも精いっぱい頑張ってやっていただきたいというふうに思うんですけども、知事が思い描いているインバウンド政策というのは、概略で結構なんですが、どういうようなことがあるのか、骨格で結構なんですが、教えていただければと、こんなふうに思うのであります。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 県内のインバウンドでありますけれども、残念ながらコロナ禍前と比較しますと、コロナ禍後の戻りがよくないということでありまして、2024年の1月から12月のこの1年間を見てみると、残念ながら全国47位の戻り率ということになります。

たしか隣の岐阜県は全国11位の戻り率でしたかね、それから石川県が第1位の戻り率ということで、そういう県が今までどうやってインバウンドに取り組んできたか、それもしっかりと検証して、これから、今からでも遅くないと。なぜなら、三重県にはようけええもんがあると。観光の魅力もそうですし、午前中の答弁でも申し上げましたけれども、食べるのもいいものがある、外国の方が見たいもの、体験したいもの、食べたいもの、泊まりたいホテルもあるということで、それを積極的に打ち出していく必要があるかなというふうに思っております。

残念ながら、これは自分自身の反省ですけれども、今まで三重県は、国内もそうかもしれませんけど、対外的にこんなにええところですよというプロモーションが足りなかったというのは、率直に反省するところであります。

したがいまして、知事になりましてから海外を含めましてプロモーションをやらせていただいております。例えば、去年の10月にフランス、ドイツを訪問しましてプロモーションをやってまいりましたけれども、ベルプラネットというフランスの会社に対して働きかけをして、フランスの主として国営企業、それ以外のプライベートカンパニーも含みますけれども、福利厚生旅行をやってくださいという働きかけをしてまいりました。そうしますと、

この1年間、今年ですけど、県内の宿泊600泊が達成できたということで、既に100泊は実施されています。残り500泊ということで、こういうプロモーションもこれからもしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

先日もインドネシア、それからまた、ベトナムに行きましたとしてプロモーションをやってまいりました。大事なのは三重県を宣伝すること、働きかけることかなというふうに思っています。

さらに、それよりも大事なことは何かと言うと、観光は思いつきでやってはいかんので、午前中も松浦議員がおっしゃいましたけど、データに基づいてここがターゲットなんだと、この国がターゲットなんだ、この人たちがターゲットなんだという形でやる必要がありますので、観光戦略の、観光行政の肝となるようなデータに基づいた計画というのをしっかりとくらなあかん。今、それは観光部でやっているところでございます。それを受け、しっかりととしたプロモーションもやる。プロモーションだけではなくて、先日、外国人の方、タイ人の女優の方ですが、SNSで多くのフォロワーを持っておられる方を三重県の観光を振興していただくアンバサダーに任命させていただきました。今の時代は旅行代理店、あるいは通常のテレビだけではなくて、やっぱりSNSの発信が大事ですので、そういう方々にも活躍していただきながら、三重県の魅力を発信し、そして多くの観光客、外国人観光客を三重県に誘客していきたい。

そのときには、幸いなことにと言うとちょっと逆説的に聞こえるかもしれませんのが、今、まだ三重県はオーバーツーリズムというのが起きてはいない状況です。東京へ行かれたり、京都へ行かれると分かること思いますけれども、外国人の人ばかりです。オーバーツーリズムが起きやんようにしながら、どういった形で三重県にとって効果的な観光誘客ができるか、そういうことも考えてやっていきたいと思っております。

〔41番 山本教和議員登壇〕

○41番（山本教和） ありがとうございました。

知事がよく言われるように、漠としたことでなくして、ターゲットを絞りな

がらそれに向かってどう準備していくかというようなお話をされました。全くそうであります。

この後から出てくる防災なんかも一緒のことが言えるのかな、知事のポリシーはそうだなど、そんなふうに感じた次第であります。

我が国は今でこそ、最近聞きませんけれども、湯治ということが昔はよく言われておりました。湯治場。だけど、この湯治場も今、若い人们はそれは何やろうかというようなことぐらい、まさに死語になりつつある、そんなことであります。

だけど、それに続いて、その湯治を目的とした温泉というのにこれからもう1回光を当てて、若い人们や、また年配の人たちが温泉に訪れてもらうようにどうすればいいかということを、これは行政もそうだし、また地域の観光協会などもこれから考えていく必要があるというようなことがあります。

それで、今から述べるのが温泉ツーリズムであります。関東は伊豆の修善寺があつたり熱海があつたり湯ヶ島があつたり、また箱根なんかも伝統的な温泉場であることはもう御承知のとおりであります。その温泉場に小説家が入って、長い間そこで逗留することによって小説を完成させていくと。それがまさにまた地域振興につながっていくと、そういうようなことも言われておるわけであります。

三重県ですと、あまり私は三重県の作家が書いた作品というのは読んでおりませんけれども、江戸川乱歩、少し鳥羽のことを触れておりますし、それから、山本周五郎の『扇野』という短編ですけれども、鳥羽を舞台とした小説なんかもあるんですね。

そういうことで、もう一回この温泉文化、温泉ツーリズムというのを考えてやつたらいかがかということを思つておる1人であります。

アメリカの東側の一番下というか、フロリダ半島の一番南にマイアミという都市があります。ここは1959年にキューバ革命が起こって、カストロとかゲバラが群衆を率いて、当時のバティスタ政権を倒したと。当時、アメリカの資本が入っていて政権がひっくり返ったもんですからアメリカに逃げた。

また、キューバの人たちも逃げた、その場所がマイアミでありますから、今 のマイアミはもう市内でスペイン語が普通のように通用するような、そんな 町であります。

今はもうそのマイアミはクルーズ船の基地にもなっておりま すし、マイア ミから280キロメートルぐらいカリブ海のほうに南に下りますと、キーウエ 斯トという町があるんですね。その町は、そこへ行くまでに日本のたばこ、 名前は忘れました、そのポスターの表紙ではないんですけど、海の中に1本線 で白い道路が描かれておる、そんなポスターがありました。それはまさにそ この光景なんですけれども、そこをたくさん的人が訪れておると。280キロ メートルマイアミから下るんですけども、時間もかかるけどそこへ行く。 なぜかと言つたら、そのキーウエストはヘミングウェイが滞在した、そんな 町であります。また、ヘミングウェイが飼っていた猫の子孫がその町にたく さんいて、猫ファンがそのキーウエストを訪れに行くというようなことも あって、ヘミングウェイの『老人と海』は今でも日本人にたくさん読まれて おりますけれども、その元になったところを訪れていくというのもまさに作 家文化というか、地域の振興の大きな材料になっているというようなことも あるということをちょっと紹介させていただきました。

次の3番目なんですけれども、これは2番と3番と一緒にのようなこともありますので、まとめて答弁していただきたいというふうに思うんですが、エ コツーリズムについてであります。学びと観光を通じて環境保全につなげる 地域の自然、文化、歴史を体験する、そんな旅行スタイルであります。

北勢、中勢、南勢、紀州、それぞれの地域で独自性があつて、打ち出し方 も違うのでありますけれども、滞在価値の創造と創出という意味で地域が磨 き上げるもの、それを県がその地域とともにどう取り組んでいくかといふこ とをお聞きしたいであります。ウォーキングもそう、山歩きやカヌーもそ う、自然を感じながら三重を体験できる、ラインバウンドの方々に参加し てもらうかと、こういうことをお尋ねしたいであります。

[生川哲也観光部長登壇]

○観光部長（生川哲也）　ツーリズムにおける滞在価値の創出につきましてお答え申し上げます。

本県には、旅の目的となり得ます歴史、伝統文化、食、祭り、温泉などの観光資源が豊富にございます。これらの観光資源を地域とともに磨き上げることで、地域における滞在価値の創出を支援していく必要があると考えております。

県では、令和6年度からDMOや観光協会などを対象に、観光資源の磨き上げや旅行商品化に向けた支援を行っております。

例えば、先ほど議員からも御紹介がありました温泉に関して言いますと、菰野町、湯の山温泉のプランとしましては、ヘルステーリズムといったプランを御提案いただいておりまして、そういった観光資源の磨き上げを支援しているところです。

また、令和5年度には、祭りに関しまして、花の窟神社のお綱かけ神事への参加体験などを取り入れた祭りに関する旅行商品の造成と販売にもモデル的に取り組みました。やはり見るだけでなく、参加型の祭りとなることで、観光資源としての魅力はさらに高まるものと考えております。

このほか、県内ではガーデンツーリズムの取組も進められております。

県内の七つの庭園が主体となりまして、庭園を巡る令和のお伊勢参りというテーマで、庭園のある歴史街道や伊勢西国三十三所観音巡礼、さらには餅街道などの歴史や食を組み合わせることで、街道周辺のにぎわい創出を目指しております。県も関係者が設立した協議会に参画し、広域的な視点で支援を行っておるところです。

引き続き、地域のDMOや観光協会等と連携しながら、三重ならではの観光資源を磨き上げまして、ツーリズムの取組を促進していきます。

こうした取組を通じまして、ほかの地域にはない観光地づくりを推進するとともに、国内外にその魅力を発信し、誘客に取り組んでまいります。

[41番　山本教和議員登壇]

○41番（山本教和）　ありがとうございました。

餅文化、餅ツーリズムなんかは、元横綱の大乃国さんが皇學館大学で講演したときに、それぞれの地域に餅があると、三重県というのは門前町があつたり、城下町があつたり、そこにはお餅があるというようなことで、自分は出かけたことがあると、そんなこともおっしゃっていました。

今、部長が言われたように、歴史とか伝統文化に裏打ちされた地方に根差した祭りや行事というのがどこの地域でもあるわけであります。

例えば、岐阜県の郡上には郡上おどりというのがあって、ある外国人の方が、日本へ行って一番思い出になったのは何かということをアナウンサーから聞かれたら、私は郡上おどりに参加して、浴衣を着て下駄を履いて、地域の人たちみんなと一緒に踊ったというのが一番の思い出だというようなことをおっしゃっていました。もう全くそのとおりであります。

私も若い頃に、スペインのマドリードから一番南の马拉ガという港町があるんですけども、そこへ浴衣と下駄を持って地域の祭りに参加したことがあります。途中でコルドバとかセビリアという、そういう古い町にも寄らさせていただきましたけれども、その马拉ガで地域の人たちと一緒にになって踊りを踊ったというのは、今も忘れない思い出であります。

ちなみに、日本でマラゲーニャという曲があるじゃないですか。歌、アイ・ジョージとか坂本スミ子さんが歌っていたし、またオーケストラでは、ザビア・クガートとかそういった楽団が演奏していますマラゲーニャ。马拉ガの女性という意味なんですね。マラゲーニャ。それだけちょっと余分ですが、言わせていただきました。

まさに、いろんな材料があるこの三重県の文化にいま一度、光を当てながら、たくさんの方々に訪れてもらえますように、心から祈っておるところであります。

次に、伊勢志摩国立公園指定80周年について述べさせていただきます。

伊勢志摩が戦後初の国立公園に指定されたのが昭和21年であります。来年80周年を迎えるわけであります。その準備に取りかかっております。そのプレイベントの一つとして、(パネルを示す) この船ですね。日本丸、もし

くは海王丸、どちらかなんですが、この日本が世界に誇る帆船を伊勢志摩に呼んでもらいたいというような、そういう関係者の方々が大勢いらっしゃいまして、これはひとつ、知事に骨を折っていただこうということで、現在進行中であります。

この日本丸は海の貴婦人、それからあと、太平洋をまさに代表するような帆船の一つだと言われておりますし、世界の帆船大会の中でも外国の帆船に負けないような日本の船がこの海王丸もしくは日本丸、この2隻なんですね。そういう意味で、知事の尽力を御期待しながら、来年の4月頃なのか、5月頃、いわゆるプレイベントでありますけれども、伊勢、鳥羽、志摩、南伊勢町、伊勢志摩国立公園の沖を航行してもらいたいというような希望があるんですけれども、今の進捗状況について知事の思いを述べていただきたい、そんなふうに思うのであります。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 帆船、日本丸と海王丸、同じ形でありますけれども、両方とも世界でも評価されている日本国が有しております非常にきれいな船でございます。

まず、伊勢志摩国立公園につきましてお話をさせていただきますと、来年の11月20日でございますね、指定80周年を迎えるということで、これ70周年事業では、先ほどの議員がおっしゃいましたエコツーリズムの関係の全国エコツーリズム大会も開催されたということで、ちょうど観光と、それから自然、食もそうやと思いますけど、それが融合したすばらしい国立公園であるというふうに思っています。ある意味、自然と人工の調和が取れた場所というのが伊勢志摩国立公園かなというふうに思っているところでございます。

この80周年の指定記念事業、これをきっかけにもう一度、伊勢志摩国立公園、これを見直していこうということ、そして将来に引き継いでいこうということで、令和7年5月に実行委員会が設立されたと承知しています。折しも環境省が国立公園、今まで規制、規制やったんですけど、規制だけではなしに、国立公園を使ってどうやってその地域の方々が誇りを持ってもらう

か、観光で利用できるか、外国の方に評価してもらえるか、そういう形で行政の舵を切ったところでございますので、一緒にやっていきたいなと思っておりますし、それから山本議員からある時、ちょっとお話があると言われまして、何でしょうというふうに申し上げましたら、その80周年のときにぜひ帆船を呼んでほしいんやという話がありまして、なるほどと、分かりましたと。やっぱり80周年記念事業に花を添えるということもありますし、帆船について働きかけましょうということで、私も前の職場で、入省して3年目に帆船に乗らせていただいて視察させていただいたとき、こんなところなんや、こんなものなんやというのは鮮明に覚えておりますので、多くの人にこの帆船を見ていただきたいなという思いもありました。

そこで、国土交通省の海事局に連絡しまして、80周年の記念事業に何とか帆船が来てもらえないかという話ををしておるところでございまして、今、着々と進んでいると聞いております。この帆船を持っているのが、かつて航海訓練所という組織があったんですが、それが海技教育機構という名前に変わりまして、そこが持っていますので、今、そことも三重県が調整させていただいて、帆船が来る方向で今、調整をしています。

来たときに、私としては何をやってほしいかということを考えますと、やはり子どもたちに帆船というのはどんなものなのか見てもらいたいというふうに考えております。

ただ、残念ながらこの帆船は喫水が結構深いので岸壁につけることが難しいかもしれない、沖止めをしなきゃいけないかもしれない。そのときに、どんな形で子どもたちにこの帆船を実感してもらえるのかということは、これから研究していきたいというふうに思っています。伊勢志摩国立公園が80年だけではなしに、90年、100年、110年、120年とずっと続していくことを心から祈念しておるところでございます。

〔41番 山本教和議員登壇〕

○41番（山本教和） ありがとうございます。

接岸するのは非常に難しいということは分かっています。伊勢、鳥羽、志

摩、南伊勢ですから。

だけど、今、クルーズ船が鳥羽の沖に停泊しているように、ああいうふうな形で周りが緑の島の中に帆船がある。そこへ小型の船で子どもたちを運ぶというようなことができたとしたら、もうこれ以上すばらしいことはないなと、そんなふうに思っておりますので、実現方、精いっぱい私どもも頑張っていきますので、知事、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

次に、防災と国民保護についてであります。これも先日の議員のほうから南海トラフ地震が襲った場合にどれくらいの被害があるかということは数字、述べさせてもらっていました。三重県は死者で約2万9000人とか津波の高さが志摩市は26メートル、鳥羽市は24メートルというようなことでありますが、この数字は数字として我々は厳粛に捉まえなきやいけないですけれども、起こった場合にまずはどこへ自分たちが避難するかということを平常時に考えておくというのはとても大事、そんなふうに思うのであります。

それと同時に、住民はいざという場合にどう行動すべきなのかということはいま一度、まだ理解不足かも分かりません、そんなことでこれからもっともっと知らしめてもらわなければいけないと、そんなふうに思います。確かに先般発表された10年後の数字は行政側、行政の立場に立った、例えば市役所だとか消防署だとか小学校だとか、そういったものについては充実してきた、また避難タワーなんかも建設されてきたけれども、一番大事な個人の住宅がどうだったのかなど。10年前に比べてどう改善してきたのかということはなかなか難しいというか、進んでいないのが現状だと、そんなふうに思います。

まして、名古屋大学の福和先生が言われたように、伊勢湾の一番名古屋市の奥ですね、日本の製造産業、工場群が集積しておるところがもし、大きな地震に襲われた場合に、日本は二度と再起できないというような、極端な言い方だとはいうものの、それぐらいの被害を受けるというようなことも警告として我々は捉まえなければいけない、そんなふうに思うのであります。

それと、先般言われたように、政府はこの5月に、防災対策として防災庁

を2026年中に設置するというようなことで、全国で12道府県市が手を挙げているみたいなんですね。一番大事なのは、我々三重県はその中にはその時点では入っていなかったんですが、防災対策部の人たちに聞いていますと、もうしっかりと今、準備しておって、来年ぐらいには手を挙げられそうだというようなことをおっしゃっていますけれども、今の現状はいかがでございましょうか。

私はその危機管理という意味において、以前にも警察本部長にお伺いさせていただきました。昔ですね。平成4年のことでありましたけれども、志摩の片田というところに不審船が朝打ち上げられて、夕方にはもうばらばらになっていたと。中国の福建省からの難民というか、不審者が乗られたそんな船がありました。当時、大きなニュースになったのであります。後から当時の町長なんかと話をしておりますと、クモの子を散らしたように、その密航者は付近のうちに入っていった、別荘地にも入ったし、いろんなところへ逃げたと。

中には、電話を貸してくれと言うので電話を貸したおうちもあったり、また、自分は満州で中国の方々に非常に世話になったから御飯を食べてもらつたとか、そんなような話もありました。

いずれにいたしましても、我々は分かっているだけでも平成17年に四日市のコンテナ船での密航者もあったし、そういう意味でこれから海を守つていかなければいけない海上保安庁、また海上自衛隊の人たちの活躍を期待するのですが、まずは地元の捜査機関として警察本部の御意向をお伺いしたいのであります。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 私のほうからは、まずは防災庁について答弁を申し上げたいと思います。

三重県は南海トラフ地震が来ますと、恐らく被災地の最前線になるだろうというふうに思っています。フロントラインですね。ヘッドクオーターを三重県に置くかどうかということは別にして、やはり現地本部はもう必ず置か

されることになるというふうに思います。

そうしますと、その災害の起こる前から早期に被害の情報、被害の可能性の情報ですね、実際に地震が起きたらその被害の状況、それからその状況を見ながら最も効果的な手段を打っていかなければいけませんから、これは東京ではなかなか無理です。

したがって、現地の本部、あるいは組織というのはすごく大事やなというふうに思います。

三重県は防災の取組、一生懸命やってまいりました。アプリもつくりましたし、それから津波避難タワーも今、造っていますし、何よりも能登半島に行った反省の80項目、これをしっかりと取組をしているところでございます。そういう取組をしている県であるということからも、先ほど山本議員から防災庁、手を挙げたらどうだというお話をいただきましたので、三重県はまだ防災庁に手を挙げておりませんでしたけれども、いただいた御質問、そしてこの答弁をもって表明するということにさせていただきたいというふうに思います。今までの知見を持ってしっかりと対応し、一人でも多くの三重県の人たちの命を守っていきたいと考えております。

[田中誠徳防災対策部長登壇]

○防災対策部長（田中誠徳） 私からは住民への避難等の啓発について御答弁いたします。

津波から避難するために行うべきこととして、海の近くで地震が発生した際には、津波発生を想定し、まずは自らの命を守ることを最優先に、いち早く安全な場所へ避難することが何よりも重要であり、そのために、避難経路や避難場所を事前に確認しておくことが大切でございます。

あわせまして、すぐに陸側の高いところへ逃げることや、津波が川から襲ってくることにも備えまして、川から離れて高いところへ逃げることなどを知っておくことも大切でございます。

また、無事に避難ができた場合であっても、道路などのアクセスが寸断して孤立地域となり、すぐに県や消防などの救助・救援が届かない場合も想定

されます。こうした場合に備えまして、地域内で避難生活を送ることができるように、1人当たり最低3日分、できれば1週間分ぐらいの食料や飲料水を備蓄することや、地域で自主的な避難所運営ができる体制を確保することが必要と考えております。

こうした災害時の行動や災害への備えなどの防災意識につきましては、時間の経過とともに薄れていくことが課題となっております。意識を高めるための鍵は、県民の皆さんに災害を我が事として捉え、自らが災害に遭った際のイメージを持っていただくことが必要だと考えております。

そのための取組といたしまして、県では避難経路や避難場所を確認できる県公式アプリ、みえ防災ナビについて、様々な場でのPRの実施、地震や津波をテーマとしたシンポジウムの開催、若年層や家族層の防災意識の醸成を目指した大型商業施設における防災啓発イベントの実施、地震体験車の県内各地への派遣などを毎年度、実施しているところでございます。

また、避難訓練により多くの住民が参加しやすくするために、地域の行事と併せて訓練を実施することなども市町に提案しているところでございます。

こうした啓発の取組は一朝一夕でその効果が現れるものではありませんけれども、防災意識を高める取組を一つ一つ着実に積み重ねてまいります。

〔敦澤洋司警察本部長登壇〕

○警察本部長（敦澤洋司） それでは、過去に発生した不法入国事案などを踏まえた危機管理、警察の取組についてお答えいたします。

三重県は約1000キロメートルに及ぶ海岸線を有しており、過去に発生した事案からも、水際対策など沿岸における安全確保は治安に関する重要な課題の一つであると認識しています。

その過去に発生した事案ですが、平成4年11月に中国人67人が船舶で旧志摩郡志摩町へ不法上陸した事案、平成9年2月に中国人1人が船舶で尾鷲市へ不法入国した事案、平成13年11月に中国人7人が、また平成17年1月に中国人5人がそれぞれコンテナで四日市港へ不法入国した事案があり、それぞれ所要の捜査を行い、いずれも出入国管理及び難民認定法違反で検挙してお

ります。

こうした事案を受けた警察の取組についてでありますけれども、警察は、国際港湾における出入管理の強化等を目的として設置され、関係行政機関・事業者の長などをメンバーとする港湾保安委員会といった枠組みの下、海上保安庁をはじめとする関係機関との間で情報共有、合同訓練を実施するなど緊密に連携し、沿岸における安全確保に努めているほか、平成28年の伊勢志摩サミットを契機として、県内各地域に設立されたテロ対策パートナーシップを通じ、関係機関・団体・地域住民との間で情報共有、訓練を実施し、官民における危機管理意識の高揚等にも取り組んでおります。

警察といたしましては、我が国を取り巻く諸情勢が変化していることを踏まえ、引き続き関係機関等との枠組みを活用しながら、水際対策など沿岸における安全を確保するための活動に取り組むとともに、不法入国等の違法行為に対する取締りを徹底してまいります。

[41番 山本教和議員登壇]

○41番（山本教和） ありがとうございました。

防災庁の話ですが、三重県が手を挙げて、もし認められた場合に、もちろんこの中に支所という名前なのか、何か分かりませんけれども、それをつくることによって、その充実というか、職員の方たちも一緒に来られるわけじゃないですか。そうすることによって、三重の防災対策というのがより充実してくる、そんなふうに私は思うもんですから、どうぞ防災庁の誘致に頑張ってもらいたい、こんなふうに思うのであります。

それと、最後でありますが、行政用語の使い方について総務部長にお伺いさせていただくんですが、これ、知事提案説明に、市町の上にわざわざルビを「しちょう」と平仮名で振ってあります、もう何ページも振られております。ですので、今のこの本会議場の中で、「シマチ」という人はもうほとんど全員いないと思うんですね。

だけど、県庁の中のそれぞれの担当課とか係の中で、まだ職員の方が「シマチ」ということを言われている人がおるということあります。

国、県、市、町、村の時代は、「シチョウ」ということを言っていた方が大勢おったんです。だけど、村がなくなっちゃったことによって、国、県、市町ということですと続いているというようなこともあって、再度、総務部長にその辺の行政用語としての呼び方について徹底をしていただきたいと思うんですが、いかがなもんでございましょうか。

[後田和也総務部長登壇]

○総務部長（後田和也） 議員から御指摘いただきましたように、市町村合併がございましてから、県内では、29の基礎自治体、市と町のみになりました。

その読み方について、県内基礎自治体の15の町は、全て「チョウ」という呼称を使っておられるということ、それから過去に議会からの御意見もいたいたしたことなども踏まえまして、平成20年3月に府内の申合せとして基本的には「シチョウ」と読むように周知したところでございます。

今回、また御意見をいただいたことも踏まえて、改めて周知の徹底をいたしたいというふうに思っております。

[41番 山本教和議員登壇]

○41番（山本教和） ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

議案審議

○副議長（森野真治） 日程第2、議案第122号から議案第124号までを一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議案付託

○副議長（森野真治） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第122号から議案第124号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森野真治） 御異議なしと認めます。よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表

予算決算常任委員会

| 議案番号 | 件名 |
|------|---|
| 122 | 令和7年度三重県一般会計補正予算（第3号） |
| 123 | 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 124 | 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 |

○副議長（森野真治） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休会

○副議長（森野真治） お諮りいたします。明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は、定刻より本会議を開きます。

散会

○副議長（森野真治） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時11分散会